

令和2年 第2回定例会

南種子町議会会議録

令和2年 6月 10日 開会

令和2年 6月 18日 閉会

南種子町議会

令和2年第2回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（6月10日）（水曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	8
町長説明	8
1. 日程第6 請願陳情委員会付託	10
1. 日程第7 一般質問	10
1 番 濱田一徳君	10
1. 新型コロナウイルス対策について	
2. 町の活性化対策について	
3. H3ロケットの展示場施設について	
1. 休 憩	24
4 番 河野浩二君	24
1. ゴミ問題について	
1. 休 憩	33
2 番 福島照男君	33
1. 旅費支給規則について	
2. 同行援護制度の実態について	
3. 輸送コスト支援事業について	
4. コスモタウン入居規則について	
1. 休 憩	46
3 番 廣濱正治君	47
1. 防災工事について	
2. ゴミ焼却場について	
3. 一般質問に対する答弁の整合性について	
1. 散 会	55

第2号（6月11日）（木曜日）

1. 開 議	58
1. 日程第1 報告第1号 令和元年度南種子町繰越明許費繰越計算書	58
総務課長説明	58
質疑	58
8番 小園實重君	58
1. 日程第2 議案第17号 南種子町税条例の一部を改正する条例制定について	60
税務課長説明	60
質疑	
8番 小園實重君	61
討論	62
採決	62
1. 日程第3 議案第18号 南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	62
総務課長説明	62
質疑	63
9番 塩釜俊朗君	63
討論	63
採決	63
1. 日程第4 議案第19号 南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定について	64
建設課長説明	64
質疑	64
討論	64
採決	64
1. 日程第5 議案第20号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定について	65
建設課長説明	65
質疑	65
8番 小園實重君	65
6番 柳田 博君	65
討論	66

採決	66
1. 日程第6 議案第21号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正 する条例制定について	66
保健福祉課長説明	66
質疑	67
討論	67
採決	67
1. 日程第7 議案第22号 南種子町介護保険条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例制定について	67
保健福祉課長説明	67
質疑	68
討論	68
採決	68
1. 日程第8 議案第23号 南種子町後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例制定について	68
保健福祉課長説明	68
質疑	69
9番 塩釜俊朗君	69
討論	70
採決	70
動議	70
8番 小園實重君	70
1. 日程第9 議案第24号 南種子辺地総合整備計画の変更について	70
総務課長説明	70
質疑	71
討論	71
採決	71
1. 日程第10 議案第25号 令和2年度南種子町一般会計補正予算 (第3号)	71
総務課長説明	71
質疑	74
9番 塩釜俊朗君	74
8番 小園實重君	75
2番 福島照男君	77

6 番 柳田 博君	78
8 番 小園實重君	79
6 番 柳田 博君	80
4 番 河野浩二君	81
9 番 塩釜俊朗君	81
2 番 福島照男君	84
4 番 河野浩二君	84
6 番 柳田 博君	85
4 番 河野浩二君	85
討論	86
採決	86
1. 日程第11 議案第26号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算（第1号）	86
保健福祉課長説明	86
質疑	87
討論	87
採決	87
1. 日程第12 議案第27号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補 正予算（第1号）	87
保健福祉課長説明	87
質疑	88
討論	88
採決	88
1. 日程第13 議案第28号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第1号）	89
保健福祉課長説明	89
質疑	89
討論	89
採決	89
1. 日程第14 議案第29号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予 算（第1号）	90
水道課長説明	90
質疑	90
8 番 小園實重君	90

討論	91
採決	91
1. 休 憩	91
1. 日程第15 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について	91
町長説明	91
質疑	92
討論	92
採決	92
1. 日程第16 同意第3号 南種子町農業委員会委員の任命について	93
町長説明	93
質疑	93
討論	93
採決	93
1. 日程第17 同意第4号 南種子町農業委員会委員の任命について	95
町長説明	95
質疑	95
討論	95
採決	95
1. 日程第18 同意第5号 南種子町農業委員会委員の任命について	96
町長説明	96
質疑	97
討論	97
採決	97
1. 日程第19 同意第6号 南種子町農業委員会委員の任命について	98
町長説明	98
質疑	98
討論	98
採決	99
1. 日程第20 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について	100
町長説明	100
質疑	100
討論	100
採決	100
1. 日程第21 同意第8号 南種子町農業委員会委員の任命について	101

町長説明	101
質疑	102
討論	102
採決	102
1. 日程第22 同意第9号 南種子町農業委員会委員の任命について	103
町長説明	103
質疑	103
討論	103
採決	104
1. 日程第23 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について	105
町長説明	105
質疑	105
討論	105
採決	105
1. 日程第24 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について	106
町長説明	107
質疑	107
討論	107
採決	107
1. 日程第25 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について	108
町長説明	108
質疑	108
討論	108
採決	109
1. 日程第26 同意第13号 南種子町農業委員会委員の任命について	110
町長説明	110
質疑	110
討論	110
採決	110
1. 散 会	111
 第3号（6月18日）（木曜日）	
1. 開 議	115
1. 日程第1 提案理由の説明	115

町長説明	115
1. 日程第2 議案第30号 南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定について	115
総合農政課長説明	115
質疑	116
討論	116
採決	116
1. 日程第3 議案第31号 工事請負契約の締結について	116
総務課長説明	116
質疑	117
8番 小園實重君	117
討論	118
採決	118
1. 日程第4 委員長報告（陳情審査）	119
総務文教委員長報告	119
質疑	121
討論	121
採決	121
1. 日程第5 発議第3号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担・税財源の確保に係る意見書の提出について	121
総務文教委員長説明	121
質疑	122
討論	122
採決	122
1. 日程第6 閉会中の継続調査の申し出	122
1. 閉 会	122

令和2年第2回南種子町議会定例会会期日程

6月10日開会～6月18日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
6	10	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 請願陳情委員会付託 5. 一般質問（4名）
	11	木	本 会 議	1. 議案審議 (1)報告 1件（報告第1号） (2)条例 7件（議案第17号～第23号） (3)事件 1件（議案第24号） (4)予算 5件（議案第25号～第29号） (5)人事 12件（同意第2号～第13号）
	12	金	委 員 会	総務文教委員会
	13	⊕	休 会	
	14	⊕	休 会	
	15	月	休 会	
	16	火	委 員 会	総務文教委員会
	17	水	休 会	

	18	水	本 会 議 (閉 会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1) 条例 1 件 (議案第 3 0 号) (2) 事件 1 件 (議案第 3 1 号) 3. 委員長報告 (陳情審査) 4. 発議 (意見書 1 件) 5. 閉会中の所管事務調査 全員協議会
--	----	---	----------------	---

令和 2 年第 2 回南種子町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 6 月 10 日

令和２年第２回南種子町議会定例会会議録
令和２年６月１０日（水曜日） 午前１０時開議

１．議事日程（第１号）

- 開会の宣告
- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 議長諸報告
- 日程第４ 町長行政報告
- 日程第５ 提案理由の説明
- 日程第６ 請願陳情委員会付託
- 日程第７ 一般質問

２．本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

３．出席議員（１０名）

１番	濱田一徳君	２番	福島照男君
３番	廣濱正治君	４番	河野浩二君
５番	名越多喜子君	６番	柳田博君
７番	大崎照男君	８番	小園實重君
９番	塩釜俊朗君	１０番	広浜喜一郎君

４．欠席議員（０名）

５．出席事務局職員

局 長 島崎憲一郎君 書記 長 田智寛君

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君

会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 農事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前 10 時 00 分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和 2 年第 2 回南種子町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番、名越多喜子さん、6 番、柳田 博君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 6 月 10 日から 6 月 18 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって会期は本日 6 月 10 日から 18 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局長。

○事務局長（島崎憲一郎君） 御報告申し上げます。お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思います。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和 2 年 2 月分から令和 2 年 4 月分までを配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、令和 2 年 3 月 4 日から 6 月 2 日までの分について列記しております。

その期間の議長会関係ほかの会議、研修会等ではありますが、コロナウイルス感染拡大防止対策のため、国から全国へ向けての緊急事態宣言があったことなどから、書面での開催や中止などの措置が取られた状況です。

また、議長報告書に付してあります議会提案前案件の報道に関する取扱いについての町長宛て要請文書ですが、令和2年6月2日に開催されました議会運営委員会におきまして、意見集約決議文として、次のとおり決議されましたので、御報告いたします。

意見集約決議文。

議会は町の具体的な政策の最終決定をする議事機関であり、行政運営の批判と監視の使命を持つ。執行機関において、未決事項について報道される場合は、次期議会で議案を付議する旨等を盛り込む配慮をすべきである。

以上、決議する。令和2年6月2日、南種子町議会運営委員会。

この決議文を付して、町長宛てに議長名で要請文書を発することといたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告2件について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症予防対策及び緊急経済対策についてであります。

令和2年3月26日に、県内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴い、令和2年4月3日金曜日ですけれども、臨時課長会を開催し、南種子町健康危機管理対策本部設置要綱に基づき、南種子町健康危機管理対策本部設置を決定し、第1回対策会議を開催いたしました。

その後、国等の動向に合わせ、6回の対策本部会議を開催し、感染症対策等について、協議・情報の共有を行ってまいりました。

主な感染症予防対策として、転入者向けのチラシを作成し、戸籍住民係窓口においての配布、「南種子町にお住まいの皆様へ」のチラシの全世帯配布、西之表保健所等関係機関との情報交換や連携の確認を行ったところでございます。

備蓄用として、マスク3,000枚、化学防護服10着、手指消毒用のアルコール製剤20箱を購入いたしました。

また、各企業等からもいろいろ寄附を頂いたところでありまして、第20期留学生の実親からマスク900枚、南種子漁協及び薬剤師会からマスク各2,000枚、有限会社アステラスからマスク80枚、また、三神工業株式会社及び南風消毒から消毒液20リットル各1箱、俵様からフェイスシールドを頂いたところでございます。

購入分と寄附していただいたものについては、マスクについては保育園児・小中学校生・高校生への配布をはじめ、身体障害者手帳保持者1級から3級の方や妊

婦・高齢者のサロン教室利用者に提供したところでございます。

また、在宅の高齢者の方に手作りマスクを配布するなど、マスクが品薄状況にある中で、感染症予防対策に活用していただくため提供したところでございます。

アルコール消毒液等につきましては、学校用として6箱、社会体育施設・文化施設用として1箱、あおぞら保育園へ1箱、学童保育用として1箱、温泉センター内の清掃用として活用をしているところでございます。

国内の感染者の動向等により、5月25日緊急事態宣言が終了したことに伴い、本町においても5月26日健康危機管理対策本部を廃止したところでございます。

対策本部は廃止をいたしました。新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組を基本に、感染対策を継続し徹底するため、関係機関との連携を図ってまいります。

また、こうした状況において、感染症は内外経済に甚大な影響をもたらしており、政府は、雇用の維持、事業の継続、そして生活の下支えを、当面、最優先に緊急経済対策を実行しております。

本町においても、独自の経済対策として、全町民に対して1人当たり5,000円の「宇宙のまち生活応援クーポン券（宇未ちゃんクーポン券）」を5月下旬に発送いたしました。

事業者に対しては、最大25万円を給付する、宇宙のまち持続化支援金をはじめ、水道基本料金の3か月免除、児童手当の1万円上乘せ、独り親家庭へのさらなる1万円の給付、種子島中央高校通学バス助成など、様々な対策を打ち出したところであります。

停滞している観光振興も含めて、経済をしっかりと支え、南種子町の活性化を図っているところでございます。

次に、令和元年度産さとうきびの生産状況については、種子島全体の栽培面積は2,125ヘクタール、前年対比97%となり、本町は435ヘクタールの栽培面積となりました。

種子島全体の生産量は12万9,764トン、前年比113%でありました。

製糖工場の操業は12月10日から4月20日の113日間で終了し、種子島管内の平均単収は6,107キロ、前年比116%で、本町の単収は5,302キロでありました。

品質面においても平均糖度は13度と昨年を上回りましたが、基準糖度帯の13.1度には達することができませんでした。

次に、トン当たり価格は、原料代分と交付金分を合わせて2万1,255円、10アール当たりの生産額は12万9,804円と前年に比べ2万2,500円上回る結果となり、本町のさとうきび生産額は約4億8,706万円でありました。

令和元年度産さとうきびの生産状況については、３年ぶりの回復基調で推移し、台風被害もなく、天候に恵まれたものの、収穫面積の７割を占める株出し圃場で前期までの台風影響により茎数が少なかったことが響き、平年を下回る結果となりました。

さとうきび栽培は、近年、度重なる台風襲来を受け不作が続き、町単独のさとうきびプロジェクトエイト事業や国のさとうきび増産基金事業を活用した生産対策を講じておりますが、厳しい経営状況が続いているところであります。

種子島さとうきび生産振興を図るため、熊毛地域の奨励品種に選定された新品種の「はるのおうぎ」は、来年３月から農家の皆さんに種苗用として苗の配布が開始されます。

「はるのおうぎ」は、低温に強く、ハーベスタ収穫後の萌芽生も高く、単収も増収が期待される有望な品種であります。

行政といたしましても、さとうきびは本町を支える重要な土地利用型作物であることから、国のさとうきび増産推進事業等をフル活用して、持続的に栽培できるよう各政策を講じ、農業所得向上を図ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第５ 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第５、町長提出の報告第１号、議案第17号から議案第29号、同意第２号から同意第13号の計26件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしました案件は、報告案件１件、条例案件７件、事件案件１件、予算案件５件、人事案件12件の計26件でございます。

それでは、報告案件から順次、要約して御説明申し上げます。

報告第１号は、令和元年度南種子町繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、長谷大浦線大浦橋補修事業ほか５件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

次に、条例案件について御説明申し上げます。

議案第17号は、南種子町税条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第18号は、南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてございまして、民法の一部改正等に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第19号は、南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定についてございまして、民法の一部改正等に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第20号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定についてございまして、民法の一部改正等に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

次に、議案第21号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対する傷病手当金の支給について、所要の規定を改正するものでございます。

議案第22号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、消費税率10%への引上げに伴う保険料軽減について、所要の規定を改正するものでございます。

議案第23号は、南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の条例改正に伴い、所要の規定を改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第24号は、南種子辺地総合整備計画の変更についてございまして、整備計画の施設名及び事業費等について、追加・変更するものでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第25号は、令和2年度南種子町一般会計補正予算（第3号）でございまして、8,731万2,000円を減額し、総額62億3,073万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、県地域振興事業補助金の減額、中南広域斎苑火葬場増改築事業債が主なものでございます。

歳出については、新型コロナウイルス感染症の影響による各種会議・大会の中止に伴う減額、国庫補助事業の内示に伴うものや県地域振興事業の不採択に伴う各事業の減額、火葬場増改築に伴う中南衛生管理組合への負担金の追加が主なものでございます。

議案第26号は、令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございまして、傷病手当金が主なもので、297万6,000円を減額し、9億956万1,000円とするものでございます。

議案第27号は、令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）でござ

いまして、前年度地域支援事業支払基金交付金精算返納金が主なもので、277万円を追加し、6億9,581万7,000円とするものでございます。

議案第28号は、令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、通信運搬費が主なもので、6万6,000円を追加し、8,704万2,000円とするものでございます。

議案第29号は、令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、業務の予定量に西部小田地区配水管新設工事を追加し、予算額を組み替えるものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

同意第2号から同意第13号までについては、南種子町農業委員会委員の任命についてでございまして、現委員の任期満了に伴い、新たに任命したいので、同意を求めるものでございます。

今期定例会に提案しております案件は、以上26件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件1件、事件案件1件を予定しております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 請願陳情委員会付託

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、本日までに受理した請願陳情はお手元に配付しました、請願陳情審査文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告します。

日程第7 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1番（濱田一徳君） 皆さんお疲れさまです。マスクを外しましたので、ちょっと向きを変えて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言も解除され、あたかもコロナは終息したかのような行動に、著名人たちが連日のように警鐘を鳴らしている様子がニュースなどで流れますが、それを見ていて、非常に世間の危機感のなさというのに腹立たしさを覚えているところでございます。

3月25日付の南日本新聞に、100年前からの警告ということで、スペイン風邪の当時の状況が詳細に載っていました。まさにこのスペイン風邪、これとこのコロナ、

これが一緒のような感じがしてならないところです。行政の皆さん方、今、大変御苦労なさっていると思いますけども、今後ともよろしくお願いします。

それでは、私の質問に入りたいと思います。

まず1点目が、新型コロナ対策についてでありますけども、新型コロナウイルスの蔓延により世界中がパニックに陥り、日本でも緊急事態宣言が出されました。感染を防ぐためのいろいろな制約がなされ、それに伴っていろいろな職種の方が大変苦労なさったと思います。何事も実態がつかめないことには、その次の対策というのができないものであります。

そこで、本町におきましても、ホテルなど宿泊施設、あるいは飲食店などが大変な被害を被ったということを聞いておりますけども、このほかに具体的にどのような職種の方々が影響を受けられたのか、もし町のほうで把握しておられたら教えてもらいたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症における本町への影響については、少なからずとも全ての業種に影響が出ていると判断をいたしているところでございます。

4月に国による緊急事態宣言発令後、商工業関係においては、4月24日からの鹿児島県の休業要請に伴う飲食業や接客業の客数減による売上げ減や、県境を越える不要不急な移動の旅行や観光などの自粛がゴールデンウィークをまたいだことにより、宿泊業や旅行業など観光客の減少による売上げの減、そしてまた、葬儀等においても規模の縮小等により生花店の売上げの減少など、さまざまな業種で影響が出てきております。

また、農業分野におきましても、茶業が都市部の飲食店等の休業などによる流通の商品の伸び悩みによる価格下落、そしてまた漁業につきましても同じような現象が起きていると把握をしているところでございます。

町の窓口における中小企業等の支援相談件数につきましては、6月1日現在において、金融機関の借入れに伴う危機関連補償の認定件数が21件、国の持続化給付金の申請相談件数が8件、本町独自の政策であります宇宙のまち持続化支援金の申請件数ですが、昨日現在でいいますと100件を超えている状況でございます。このほかにもいろいろ影響が出ているようなことは伺っておりまして、現在も次に向けてのそういう情報収集に努めているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 町内いろんな業種、これが影響を受けているということで、今

後の経済活動、これに我々少しでも何か手助けができればなということで質問をしたような次第でございます。

次の質問に入ります。このコロナウイルスが長引いた場合の備えということで、新型コロナウイルスの感染症、これで終わりだとは考えておりません。これは行政の皆さん方もみんな同じ考えだろうと思うんですけども、これが長引いた場合、第2、第3波が押し寄せてきた場合の対策というのは、先ほど町長の行政報告でもありましたけども、しっかりと対応されていると思いますけども、住民に安心感を与える意味からも、行政はこういう取組をやるんだということを教えてほしいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの今後の対策について、十分検討がなされているかとの御質問ですが、鹿児島県は5月14日に緊急事態宣言が解除され、5月25日に全都道府県で緊急事態宣言が解除されたところであります。本町では、国が4月8日に7都府県に緊急事態宣言を出す前の4月3日に、町健康危機管理対策本部を設置して、先ほど申し上げましたとおり、これまで6回の対策会議を開催、そして、対策等を協議し、情報を共有しながら取り組んできたところであります。

今後においても、解除はされておりますけれども、防災無線等により、引き続き町民の皆様への感染予防対策への御協力をお願いをしていかなければならないと思っております。

また、アルコール消毒液やマスク等についても備蓄として確保しております。

具体的には、また、この第2次の国の交付金配分もございますので、その中で具体的な対策はまた取りまとめていくことになっていきますけれども、先般、6月8日においては、保健所、消防本部、医師会、市町村の担当課長が集まりまして、今後に備える意味での対策等について協議を行ったところであります。それぞれの機関と連携をしながら取組を続けていくということで、なかなかこの医療に関しても具体的なものというのは県のほうからも下りてきておりませんが、そういう万一に備えての体制確保について、今、協議を行っておりまして、順次進めているところでございます。必要があれば、具体的事項については担当課長から説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 非常にこのコロナウイルスというのが未知のウイルスでありまして、まだ完全に治療薬もできていない状況で、冒頭で申し上げましたけども、あたかももうコロナは終息したんだというような、そういう雰囲気の世界が動き始めたということで、非常に危惧しているところでございます。行政のほうとしまして

も、住民の安全安心のために精いっぱい知恵を出して、努力をしてほしいという気持ちでこういう質問を出しております。

次の質問に入ります。先般、このコロナ対策で学校が休校になりました。これで、3月の定例会でもちょっと出たんですけども、学校教育のオンライン化ということで、先般、ちょっと話も出たんですけども、今、この状況で、中学3年生、受験を控えております。授業が遅れたと、この前、ちょっと管理課長のほうに聞きましたところ、その遅れた分を取り返しているところだということであつたんですけども、これが第2波、第3波が押し寄せてきた場合、せめて予算もありますけども、中学3年生だけでも、このパソコン等を使った、あるいはタブレットを使った授業でもいいです。オンライン化で、簡易なものでもいいと思うんです。これができないものだろうか。学校を休みにして、非常に受験を控える子供たちは気が気じゃないと思うんです。じくじたる思いをしながら日々過ごすと思うんですけども。

南種子町は科学の町だと、ロケットが飛んで、留学生も受け入れているんだと、一番日本では進んでいるんだと、私は常にそのように思っているんですけども、残念ながら、そういうオンライン教育なんかが議論されないのが非常に残念でなりません。町長、このオンライン化教育、せめて中学3年生だけでも、今のこの時期にすぐやれとは言いません。ちょっとみんなで検討してもらったらどうだろうかと思いますけども、考えをお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

このコロナの影響により、状況はいろいろと変化をしてきております。そして、前回質問もございましたけれども、本町においても、本年度、学校内のネットワーク環境の整備を図ることといたしております。併せて、現在、タブレット端末を全児童生徒、そしてまた教職員分を整備する予定でございます。国の補助事業や学校体制等を勘案をしつつ、第2波、第3波に備えた対応を進めているところでございまして、詳細については教育長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 議員の御指摘のとおり、臨時休業中の家庭学習においては、学校と家庭を結ぶオンライン授業が注目され、県内では徳之島町などがICTを活用した実証事業を行っております。

町長答弁にもありましたように、本年度中に学校内のネットワーク環境と一人端末のタブレットを全児童生徒、教職員分、整備することとなっております。

この御質問のオンライン授業を行うためには、各家庭にインターネットの環境があることが前提でございます。

そこで、現在、町内５月末時点での調査では、全児童生徒の約８割の世帯がＷｉ－Ｆｉのネット環境があり、全児童が使用可能なパソコン、タブレット端末の所持率は約７割となっているところであります。

同じく、中学３年生においても、Ｗｉ－Ｆｉのネット環境がある家庭が８２％、個人用として端末を使用できる家庭が７９％との結果となっております。

タブレット端末については貸し出す方法もございますが、ネット環境のない家庭への対応が課題となるところでございます。

国内でもオンライン授業を実施した学校においては、ネット環境がない家庭の子供たちには、登校してもらい、３密などの感染防止の対策を行い、学校で配信された動画をスクリーンで授業を受けるという方法を取ったところもあると聞いております。

いずれにしても、学校体制が重要でありまして、教師と児童生徒が双方向でやり取りできる機器やソフトのセッティングと使い方の事前研修を行う必要があると考えております。その上で、学年や教科を選定し、そして特別時間割を組むこととなります。

これらのオンライン授業を進めるに当たっては、教師の負担過重の度合いや生徒の集中力、学力の定着の度合い、目や心身の健康など、様々なところに配慮していくことも大切だと考えており、学校オンライン化推進チームを立ち上げることとしております。

そこで、議員の御提案のとおり、中学校を優先して、実証に向けた検討をすることとしております。そして、国の補助事業や学校体制等を勘案しつつ、第２波、第３波に備えた対応を進めていく所存であります。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○１番（濱田一徳君） 教育長、ありがとうございます。まさに、私はそれを言いたかったんです。こういう時期だからこそ、みんなが知恵を出し合って、そして、そういう推進チームを立ち上げた、それが重要だと思います。ひとつ、私はすぐぐしなさいというわけじゃありません。とにかく、そういう立ち上げて、何かをやろうということが、これが町の活性化にもつながりますし、教育の充実にもつながりますので、ひとつよろしく願いいたします。

次に入りたいと思います。やはり、コロナの関係ですけども、今、このコロナ対策、いろいろと町長のほうからも説明がありますけども、これと現在梅雨に入っております。二、三日前の雨もすごかったです。この梅雨の大雨災害、あるいはこれから予想される台風災害、これが重なった場合に、やむなく避難所に避難しなければならないというような場合に、この３密を避けて、そしてクラスターを発生させ

ないためにどういう対策が大事なのか。ちょうどこの質問を出すときには、そういうのが全然出ていなかったんですけども、6月3日の南日本新聞にちょうどありまして、県の方針が示されたところでございます。恐らく町も、その県の方針に従って計画を立てたと思うんですけども、その内容について、住民に安心感を与えるという意味からも、町長のほうから説明を頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

本町における危機管理については、今年2月に地域防災計画の改定を行い、防災、減災に努めているところでございます。併せて、防災マップを作成し、3月に全住民に配布を行い、避難場所や避難経路等の周知を図ったところであります。

また、本年3月に県の助言も頂きながら、自然災害時の避難所運営を円滑に進めるための避難所運営マニュアルを策定し、周知を図っているところであります。

これから、梅雨、台風の時期を迎えることから、国、県等からも、災害発生時の避難所運営について、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するよう通知も来ているところであります。その内容、詳細については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 6月2日に県から新型コロナウイルス感染症対策指針が示され、本町においても町民が安心して活用できるよう、3密を防ぐための避難所での十分なスペースの確保や駐車場スペースでの車中泊の検討、防疫用具等の物資、資材等の準備、町民への周知や避難所運営の在り方、発熱者等への対応等を盛り込んだ新型コロナウイルス感染症対応避難所等運営マニュアル策定に向けて、現在取り組んでいるところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ありがとうございます。新型コロナウイルスの関係では、皆さん本当大変な思いをされていると思いますけども、住民の安心安全を守るための活動ですので、どうか頑張ってもらいたいと思います。

最後になりましたけども、今後の経済活動ということで、町長、職員や、あるいは町長が立ち上げられました未来会議、このメンバーの方々から何か提案とか頂いておりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

令和2年4月27日に国会で議決されました第1次補正予算の臨時交付金の使途によって、先ほど申し上げたようなこの感染症による影響が出た経済への支援を行う

ために、全職員、意見集約を行ってまいりました。

その中でまとめましたのが、先ほど申し上げたような宇宙のまち持続化支援金の支給事業、宇宙のまち生活応援宇未ちゃんクーポン券支給事業とか、児童手当の上乗せ、そして独り親家庭への追加支給、水道基本料金の免除とか、種子島中央高校の通学バスの定期券購入の補助とかいった、そういったものをまとめたところでございます。

第2次補正予算において、臨時交付金についても同様に、職員にアイデアを出していただくなど、現在、いろいろそれぞれ考えられておられるようでございますけれども、そういったものをまた集約をしながら、この交付金の活用、そしてまた、町の財源、今回、捻出した財源についても活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

未来会議につきましては、感染症対策によりまして、この期間、開催ができておりませんが、いろんな場所で委員の方々も活躍されている方がございまして、終息に向かう、観光面における御意見とか、そういったものについての御意見等については頂いておりますけれども、今、具体的にどうこうということが、まだまとまっておるわけではございません。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 職員から意見募集したということで、安心しました。

島津中興の祖と言われる島津忠良公の島津いろは歌に、「心こそ軍する身の命なれ そろふれば生き 揃はねば死す」という、こういういろは歌があるんです。これはどういうことかということ、みんなの心が一緒になって総合力を発揮すれば、戦で勝つんだと、死ぬことはないんだという、非常に私いつも現職時代、この歌をみんなにも披露して、みんな、総合力の発揮なんだと。こういう苦しいときこそみんなが一緒になって知恵を出すんだと、人ごとじゃないんだよということによってきましたけども、役場職員の方たちの意見集約をされたということで、非常に安心しました。これからひとつそのように総合力を発揮してもらいたいと思います。

次の2番目の質問に入ります。町の活性化ということで上げました。

今、コロナウイルスのことをいっぱい皆さん方に質問しとって、この観光のことかよと、何考えちょっとよと言う方もおられるかと思っておりますけども、私の中では、ピンチの逆、ピンチのときこそ最大のチャンスなんだというふうに常に思っております。

そこで、世間一般的な話として、もうコロナで都会には住みたくない、もう田舎に帰りたい。だけど田舎に帰っても仕事がない。だけど、都会には住みたくないという方がいっぱいいるという話を聞きました。

そこで、新聞記事の紹介になるんですけども、5月13日の新聞に、新潟県出身の28歳の青年が、南さつま市の坊津町、ここで果樹園37ヘクタールでタンカン栽培を始めた。現在では生活安定のためにパッションフルーツやマンゴーも栽培しているという新聞記事が載っていたんです。この方は、東京の玉川大学の農学部在籍中に、坊津町の久志農場に滞在したことが縁で、6年前にIターンで来たという、そういう記事だったんですけども、今、全国的に若者が都会に集中して、そして、この南種子町も高齢化が進んでいます。これから先、農地もかなり空きが出てくるんじゃないかということも考えられます。

そこで、ちょっと私の知り合いの方からも、農業、あるいは南種子の活性化について、観光目的だけの誘致よりも、体験型の誘致をしたらどうかと。大規模農家に来てもらって、一緒に寝泊まりして農業をすると、こういう体験型の観光を推進すれば人も集まるんじゃないかと。今、この時期だからこそやるべきじゃないかと。全国の農業大学校なんかにパンフレットでも出して、南種子町はこういう町なんだと、こういうロケット打ち上げを見ながら農業をしてみませんかという、そういう施策というか、そういうのは町として考えられないもんかとかお伺いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

移住定住につきましては、令和元年度から町で把握している実績ということで申しますと、宇宙留学制度も継続してやっております、家族留学がここ二、三年行われております。そういった中で、家族留学後の定住者がここ2年ほどで6世帯、23人本町に残っております。

そのほかに、今度、令和2年4月には、コロナの影響もあり、いろいろ事情があるんでしょうけれども、10世帯ほど、複数世帯になりますが、人数で20人を超える方がここに定住をされております。

そういうことで、昨年からの定住の補助制度も制定しましたけれども、ここが実際に定住に向けて増えてきている、希望者が出てきているということは事実であります。

今回も留学に関しては、いろいろな御批判もありましたけれども、里親さんの御協力、そしてまた地域の町民の皆様の御協力を得て乗り越えてこられましたので、何とかここも一緒になりながら、そしてまた、ほかの、今議員から御指摘のような取組もしていきたいということではあります。

体験型観光の取組については、新型コロナウイルス感染症の終息が条件ということにもなりますけれども、現在、Iターン、Uターン者が主に組織をする南種子町定住促進実行委員会というものが発足されておまして、島外から移住定住に興味

のある方の募集を行い、実際に来てもらい、農業等の体験交流などを行い、島のよさを知ってもらおうという、そういう計画がございます。詳細については、企画課長のほうから答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ただいま町長からありましたけれども、南種子町定住促進実行委員会というものが発足をしております、こちらは昨年まで婚活イベントの星コン等を実施していた実行委員会でございまして、婚活イベントについては、一旦休止をいたしまして、今年度から定住促進に力を入れて活動していきたいということでございます。ですので、こちらに町としても支援を行いまして、一体となって取組を図ってまいりたいと思っております。

また、グリーンツーリズムの推進でありますとか、大学生等の農業ボランティア等についても、現在実施をしておりますが、これも継続的に来島してもらいまして、活動してもらえるように取組を行ってまいりたいと思います。

また、農業大学校等との連携についても、総合農政課とも連携を図りながら、どういったことができるかということを探求していきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） こういう時期だからこそ、どうかひとつ行政の取組、これをまず動くと、動かないことには何も動かないんだと。我々が声を上げなければ前には進みませんので、どうか行政のほうもそういう面でよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。2番目の今こそ企業誘致活動のチャンスと考えられないかということで、内容は今、私が説明したのと一緒にです。今度のこのコロナの関係で、海外に進出していた企業が、海外での企業活動のリスク、これに目覚めたということで、日本に帰りたいと、日本の地方でもいいから工場を開きたいとか、そういう希望する会社もあるというのを聞いています。これが、政府も、この帰国の企業などに対する補助金とか、そういうのもちょっと見たような気もするんですけども。

今、歴代の町長をはじめ、議員の皆さん方も、みんな企業誘致、企業誘致ということで選挙のたびに聞きます。企業誘致して、南種子町を活性化しましょうということを言うんですけども、実際に企業が来ているかということ、満足するような状況じゃないんです。南種子町はだんだん寂れていくような、そのような気がします。

ですから、こういう今、みんなが田舎のよさを見直しているこのときにこそ、企業誘致活動を活発化したらどうだろうかというのが私の提案ですけども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、国内における企業への事業自粛要請などが影響しておりまして、鹿児島県内の自治体におきましても営業不振に陥ったため廃業する企業というのも少なくありません。

また、2015年から2019年までの企業転出入状況を見てみますと、鹿児島県は転出企業数が転入企業数を上回る転出超過となっており、特に、西日本地域でのこの傾向が続いているようでございます。

国内の企業誘致に取り組む県や自治体では、様々な税の優遇制度などを創設しているところではありますが、鹿児島県におきましても、鹿児島県企業誘致推進協議会と連携を図り、企業誘致活動を展開しているところでもあります。

新型コロナウイルスによる感染が世界的に広がりを見せ、現時点におきましてもその出口は見えていない状況ではありますが、企業における大きな変化として、テレワークが急速に広まっているのが現状ではないかというふうに思っております。

本町においても、既に超高速光通信サービスが利用できる環境にありますので、地方でもテレワークができることを含めて、移住とセットにしたPRを、SNS等のツールを利用して行ってまいりたいというふうなことも考えております。

先ほどからございましたが、企業誘致の関係については、これまでもずっと言われてきたことで、議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、今回、企画のほうに私も政策推進係を新設いたしました。その中で、ふるさと納税の関係もそうですけれども、この企業誘致にもしっかりと取り組んでまいりたいということで、職員にもそういう話もしてございますけれども、今はとにかく企画課を挙げて、そしてまた全庁職員の協力を頂いて、このコロナに対することにも取り組んでおりますので、そこについてはいましばらく時間がかかるかと思いますが、お時間を頂ければというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ちょっと話がそれるかもしれませんが、中種子町は、スポーツ合宿、これを積極的に推進して、県内の高校などの人たちが来ているんです。それで、その中で、ある学校の話聞いたんですけども、中種子町は、町長や各課長さん方をはじめ、大勢の方が各学校を回られて、そして、どうかうちでスポーツ合宿をしてくださいという、そういう動きがあったと。だけど、南種子町は誰も来なかったよという話も聞きました。

ということは、やはり我々が動かなければ、ただ、もう県のほうに、企業誘致の担当のほうにお願いしてあるから、南種子町に機会があったら回してくれよという、それじゃなくて、積極的にいろんな機会を通じて、足を運んでやるのが、これがや

はり一つの活性化につながるんじゃないかなと考えています。余計なことかもしれませんが、私は、町長は営業マンであってほしいと思うんです。役場の決裁かれこれ、重要なものは別としまして、副町長がいるわけですから、任せて、それで町長が営業マン、南種子町を売り込む、こういう活動をしてほしいなというのが私の希望でもあります。どうかひとつ、今後ともこの企業誘致の関係、頭の中に入れてとってもらいたいと思います。

次の質問に入ります。

3番目の観光地に建つ石碑の点検及び補修についてということで、私はよく観光地に行けば、どこも大きな石碑が建っているんです。それで、いろいろ文字が書いてあります。だけど、残念ながら、この文字がもう薄れてきて読めなかったり、コケが生えて読めなかったりとか、あるいはもう石が今にも崩れそうになっていたりとか、そういうのをよく見かけるんです。これは、やはり南種子町にとっては貴重な財産じゃないかなと思うんです。

そこで、費用対効果を言えば、非常に無駄かもしれないんですけども、あの石碑に書いてある文字なんかは、私は観光地に行ったら必ずああいうのを読むんですけども、中にはやっぱりそういう方もいると思うんです。それで、各観光地なんかの石碑なんかをもう一遍点検されて、そして、壊れそうなやつを修復を図るとか、あるいは、あそこ書いてある文字の、今読めるうちに書き写して、ここにはこういうことを書いてあるんですよという看板を立ててもらおうとか、そういう政策をしてほしいと思うんですけども、どのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

門倉岬公園につきましては、令和2年度から3年度にかけて、鹿児島県の地域振興推進事業を導入して整備をすることとしております。

その中で、鉄砲伝来の碑の移転等も含まれておりますので、既存の石碑を移転し、説明看板を設置するなど、貴重な財産でございますから、ただいま頂いた御意見も踏まえて、地元の意見等を参考にしながら事業を進めてまいりたいというふうに思います。

また、ほかの石碑についても、定期的に点検を行い、補修の必要性、そしてまた、説明看板の設置の必要性についても調査をしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） よろしくお願ひいたします。

次、4番に入りたいと思います。

田代集落のホタル、これ私、議員になって最初の6月会議一般質問の冒頭で、村

の活性化、これにつながるんじゃないかということで、ちょっとお話をしたところだったんですけども、今年、ちょうど私が自宅におりましたところ、町民の方が訪ねてきて、濱田議員、田代のホテルを見てきましたと。本当、きれいだったということで、話をされたんです。そして、この自分のじいちゃん、ばあちゃんも連れていきたいんですけども、あのホテルを見るところまでの道路です。ここが雨が降ったりすると、もうじゅくじゅくになるし、がたがたになっていると。せめて、ああいふところだけでも整備をして、そして、もうちょっと南種子町の田代でホテルが見れますよという宣伝はできないんだろうかということを私に言ってこられた方がいました。

それと、その後だったんですけども、ちょっといろいろと人から話を聞いてまわっていたところ、ホテルの話、この前、MBCラジオで言うちょっとよと、5月の中頃やったかなと。どこか、中種子町かどこかの人だったと思うんですけども。私もラジオは聞いていません、ただ、田代に行ったらホテルがきれいだったということを経験したという話をちょっと耳にしました。

それで、今、あそこは砂防ダムの工事中でありますので、今すぐすぐに整備をというわけではありません。今のこの時期に田代の方の集落民の意見も参考にしながら、どうかもうちょっと年寄りの方なんかは杖をついてでも行けるような、そういうホテルが見れる町という政策はできないものだろうかという気持ちです。

町長、見に行かれたですか、ホテルは。ほとんどの方は、ホテルが飛ぶのは当たり前なんです、南種子町では。だけど、私、鹿児島に42年間住んでいましたけども、ホテルが見れるというと、夜中に子供たちを連れて、ずっと見に行きました。もうそんだけよそでは貴重なんです。ところが、南種子町は、もうどこに行ってもホテルが見れるということで、ホテルが見れるのは当たり前という気持ちがあるのかどうか、あまり関心がないのかわかりませんが、そういうことで、ぜひ整備をしてもらって、今じゃないです。工事が終わってからです。ぜひそういう政策ができないものだろうかということをお願いしたいと思いますけども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

新聞報道等におきましても、各地でホテルの幻想的な風景が報道されたりしております。田代地区においても数年前から話題になっているようでございまして、今年度、新型コロナウイルス感染拡大の影響がなければ、田代公民館の方々で見学に来られた方々におもてなしをする計画もあったというふうなことも伺っております。

環境整備についても、現在、議員からもありましたように、県の総合流域防災事

業が実施されているようでありまして、工事終了後に自主的に整備をするなどの話も聞いておりますが、町といたしましても、集落もそのように集落挙げて頑張る意向がございますので、連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、そういう段階になりましたら、広報、PRにもしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 田代の皆さん方が草払いをしたりとか、整備なんかを一生懸命やっているようです。どうか行政のほうもバックアップのほうを考えていただいたらありがたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。このH3ロケットの展示場施設ということで、これについては、先般、町長から、ちょっとこのコロナウイルスの関係で白紙状態になったという話も伺いました。

そこで、ただ、この白紙状態になったとはいっても、やはり最初、1億3,000万円という予算を組んで展示をしようということで話を進めてきたわけですので、今度、来年度、あるいは予算が付いた場合に、当然、また計画が進むと思うんですけども、ただ、私の考えで、南高の跡地の運動場にただぼんとあのH3ロケットを横たえて、そして、これが実機ですよと、どうぞ見てくださいと言うても、何か予算の無駄遣いのような気もするんです。どうせ造るんだったら、それなりのプロジェクトチームでも作って、検討委員会を作って、準備委員会を作って、そしてじっくりと計画を練って、予算に見合う施設を造ったらどうかなと考えているんですけども、町長、白紙状態で非常に答えにくいとは思いますが、今後、そういう準備委員会を今のこの時期にじっくりと来年の予算が付くまでの間に、1か月に1遍でもいい、2か月に1遍でもいい、準備委員会の日に集まって計画を練らせるという、そういう考えはございませんか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

H3ロケットの展示事業につきましては、全員協議会でも説明をいたしましたとおり、鹿児島県の地域振興推進事業特別枠を活用いたしまして、種子島のさらなる誘客促進を図るために、このH3ロケットの実機展示事業に取り組む計画であったということで申し上げます。

しかし、その折にも説明いたしましたが、鹿児島県においては、正式には4月22日に不採択の連絡がございましたけれども、鹿児島県においては、この地域振興推進事業特別枠の予算を全て新型コロナウイルス感染症対策に充てるということになったということでございますので、非常に残念ではございますけれども、今年度の

本事業の実施については断念せざるを得ない状況になったということでございます。

併せて、本議会に事業の減額の予算も提案しているところでございます。

これからじっくり構想を考える気はないかということでございますけれども、これまで熊毛支庁も再三ここに参りまして、いろいろ話もありました。

ただ、財源の問題もありまして、全協で申し上げましたとおり、財源が私ども4分の3の事業ということで考えておりましたけれども、これが町の負担が多くなるようなことでは、私どももなかなか事業をするということにはまいりませんので、そこら辺も踏まえて、今のところ、そしてまた、県にもこのロケットの実機の展示に関して、再三質問をしてございますけれども、県そのものがどのように考えているのかというのが、私にとっては非常に不透明なところがございますので、現時点においては、この県の地域振興推進事業そのものがちょっと白紙の状態なのかなという感じを持っておりますので、そういう時点でこの準備委員会を設置して云々ということは、今のところは考えられないなというふうに思っています。

これまでも、このことについては、昨年10月に地域政策課にお話をし、そして11月には熊毛支庁のほうにも申請を上げて、そしてまたこの計画については、支庁のほうからも現場を見られまして、南高の跡地ということでございましたけれども、ここについては、支庁のほうもここをトンミー市場もありますので、拠点化整備をして、残った周辺についても一般枠も使いながらやったらどうかという、そういう中での流れでございましたので、御理解いただきたいと思います。

そういうことで、現時点においては、この準備委員会を、そういう段階においてはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 傍聴者の皆さんにお願いいたします。御静粛にお願いいたします。

濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） わかりました。現時点でどのような構想を持っているかということを知りたかったんですけども、今の時点では、もう白紙ですので、ちょっとこれもそぐわないのかなということで考えました。

しかし、やはりロケットのH3の実機です。新聞にも大きく載っておりました。住民の方も関心もあると思います。もし来年度の予算で、また、実際にここに来るということになった場合には、しっかりと住民の意見も聞いて、みんなが納得するような、費用に見合うようなロケットの展示施設を造ってもらえたらなということをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 13 分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、河野浩二君。

[河野浩二君登壇]

○4番（河野浩二君） 新型コロナウイルスと懸命に闘っております医療従事者並びに関係各位の皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。また、感染によりお亡くなりになりました皆様方に深い哀悼の意を表します。

1日でも早く、この新型コロナウイルスが終息されんことを祈願するものであります。

町当局におきまして、この対策を行政の中心に据え、政策を進めていることと思えます。

したがって、私といたしましては、今回の一般質問は1問だけに限定いたしました。

清掃センターのごみ焼却炉についてであります。

このことについては、令和元年第4回定例議会でも同様の質問をいたしました。その際は、私の考えの中に、財源、財政のことばかりが中心になっており、最も重要な環境保全と公害防止対策が抜け落ちておりました。これによりまして、河内温泉が所在する河内集落の皆様に多大なる御心配をおかけしましたことを、この場をお借りいたしましておわび申し上げます。

政治、行政に関わる者は、周囲を見渡すことができるバランス感覚が必要だと痛感したところでございます。

さて、前回の町長の答弁では、ごみ焼却炉について、早急に調査、研究をするということでした。12月議会から6か月が経過をいたしております。その後の推移と、どのような検討がなされたのかお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 河野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問通告書に基づき、担当課長からの聞き取りによりまして、答弁書を調整、準備をいたしておりましたが、今朝、課長より質問の内容、順番などに変更があったとの報告を受けましたので、追加質問事項も含め、誠意を持って答弁をしたいと考えておりますけれども、不十分な答弁になるかもしれませんが、御了承頂き

たいと思います。

12月議会以降のその後の推移等については、私も指示をしておりますが、課長等も代わっておられますので、その内容については担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 12月議会以降の経過についての御質問ですが、本年1月29日から30日にかけて行われた産業厚生委員会の所管事務調査として実施した枕崎市の大工園商店の小型焼却炉の視察と、県の廃棄物リサイクル化の調査に保健福祉課の職員2名も参加をさせていただいたところであります。

その後、県から、国の方針や県の今後の取組について聞いたところであります。

また、農業者団体や河内地域住民からの河内温泉センターへの小型焼却炉設置に対する反対や説明を求める要望書が出されたところであります。

河内温泉センターの熱源については、太陽熱を利用した施設の導入についても現在、調査、検討をしているところであります。

5月には本町の種子島広域事務組合への加入、検討について、依頼文書を提出したところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 冒頭に町長からちょっと通告の順番とか内容が少し違ってということでした。申し訳ございませんでした。

私は、先日、西之表市役所を訪れ、西之表市、中種子町で構成されている種子島地区広域事務組合の村永事務局長、久保係長より、懇切丁寧な説明を受けてまいりました。その際、知らされたことですが、南種子町長名で、種子島地区広域事務組合加入検討、今、課長が説明がございましたが、についてという文書が令和2年5月27日付で、西之表市長並びに中種子町長へ送付されていると伺いました。その内容について公表できるものであれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

議員からのお話のとおり、国、県から、広域的な取組等については指導等があるやに、そのことについては承知をしております。

今回の私、南種子町からの文書の内容につきましては、この種子島広域事務組合への、これまでにいろんな経緯がございますけれども、再加入の可能性についての御質問ということで捉えております。5月27日付で、西之表市長及び中種子町長に対しまして、南種子町が種子島広域事務組合へ加入が可能かどうか。また、加入が可能となった場合の加入条件や解決をしなければならない問題点等について示して

いただければということで依頼をしたところでございます。

まだ回答などについては頂いておりませんが、直接、隣接の町長あたりとは話もしてございますけれども、私のほうに入ってくる情報と、また、感触からいたしますと、これまでの経緯がございますので、両市町の一部職員、そしてまた、住民感情からいたしますと、離脱時の経緯などによりまして、非常に厳しいものがあるのではないかなというような感じは持ったところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 私、先ほど申し上げましたように、私も西之表市役所を訪れ、事務局長、係長とお話をした際にも、やはり、今の種子島清掃センター、キャパシティいっぱいだそうです。つまり、南種子町のごみを焼却できる容量がないと、能力がないと。もし、南種子町が参加をするのであれば、新たに焼却炉を設置しなければならないだろうということでした。

今、町長も申し上げましたように、2人の職員と会話を1時間ぐらいいたしましたが、雰囲気といたしまして、私もそのように感じました。ああ、これはかなり厳しいなということでございます。

しかしながら、国、県としては、要するに広域化、全ての行政について広域化を目指しているわけでございます。

ですから、国、県の要するに考え方を、何とか利用して、そして同じ島民でもございますから、それは私どもがひょっとしたら脱退をするのを間違ったのかもしれませんが、それははっきり言えたことじゃございませんけれども、しかし、今、ここに来て、いろんなことを考えたときには、私は今まで小型焼却炉を焼却炉と言って、一本化で言ってきましたけれども、こういう広域事務組合に参加をするんだという町長の姿勢が初めて見えたので、私は非常にうれしく思っております。取りあえず前に進める。焼却炉が15年も耐用年数を超えているということでございますので、その辺を考慮すると、これは急がなければいけないなということでございます。

重なりますが、国、県の指導は、全ての行政運営について、広域化を主体としている。ごみ行政についても、来年度までに種子島ブロック会議が開催されるということだが、町長はこのことに対して、どのように対応するおつもりでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

少し以前のことをお話をしますと、私も平成16年4月1日から18年3月31日まで2年間、保健福祉課長という立場で、このごみ等に関わってまいりました。その当時においては、まずは、納官ということで選定をされておりましたので、当時の町

長、そして中種子の町長も、中種子のほうにこの計画をするということで、進んでおりましたから、私も納官のほうにも説明会にも行きましたし、そしてまた、住民の方々、大反対でございましたので、その中で1軒1軒、一緒に中種子の職員と回ったことを記憶しております。

しかしながら、その後、星原、そしてまた古田の方面というふうな方向で、場所が変わりましたけれども、これが全然受け入れられる状況でないということで、当時の中種子町長が17年12月7日には、中種子町議会の中において、中種子町内での一般廃棄物処理施設計画を断念するということになったわけであります。

その後については、議員がおっしゃられるようなことで、こういう形になって、南種子町が離脱をしているわけでございますけれども、やっぱり、当時の町長、そしてまた議会で決定をしたことですから、それはそれとして、やはりすごく重い決定だろうというふうに思っております。

そういった中で、御指摘のとおり、国、県の指導は、今なお、広域化をということで話がございますので、この県の意向については、私も承知をしてございますけれども、具体的なこの種子島ブロックにおける開催期日等については、全然通知もまだ来ておりませんし、どういう方向になるのかということとはちょっと承知をしていないところでございます。

それぞれの市町のそういう住民的な感情も感じられますが、開催ということになれば、会議に出席し、しっかり対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 私も西之表市の職員と話をしたときに、私は大きな勘違いをいたしておりました。つまり、西之表市に移ったのは、西之表市が少しでも近いところ、つまり西之表市内を狙って進めた施策かなと思っていたら、それはとんでもないという話で、今、町長が説明があったように、納官、星原、古田を当たったそうでございます、懸命に。そしたら、その中種子町の町民が大反対を起こしまして、それで仕方なく西之表市になったと。その際、南種子町としては、それは遠いだろうということが一番の原因じゃなかったのかと思った次第でございます。

次行きます。広域事務組合に入れなかった場合、単独で焼却センターを建設する覚悟がございますか。建設する場合、最低でも15億円必要だが、その財源をどうするのか。また、国、県から交付金が出る可能性はあると考えておりますでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

自主財源、単独で建設をする場合ということでございますけれども、確かにこのごみ処理の問題は本町にとって非常に重要な課題でございます。

ただ、全額自主財源で行うということは、どの自治体も一緒でございますけれども、町の財政状況を考えますと、非常に厳しいと言わざるを得ません。

そこで、建設する場合、最低でも15億円必要ということですが、このことについても、十数億円から20億円かけて新しい施設を建設するということは、非常に厳しいわけで、今後、どの方向性で進めていくことがよいのかということについては、十分検討を重ね、議会も一緒になって協議をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、この交付金が出る可能性ということも、御質問もありますが、このことについては、私どもがちょっと伺った中、調査をした中においては、全国にそのようなところもあるようなとは聞いておりまして、私どもと似たようなところが、可能性としてはゼロではないというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 現在の南種子町の財政状況を考えたときに、今、そういう言葉が使われましたが、どこの市町村も財源に苦しんでいることと思います。財源が豊かなところは東京都とか、どこかそこら辺の2つか3つぐらいじゃないかなと思っているところでございます。

したがって、この15億円から20億円と、今、町長申し上げましたが、これを自主財源でひねり出すということは、これは至難の業だなど、私はそのように思っております。長期でお金を借りることができて、それを徐々に返済をしていくという形であれば何とかなるのかもしれませんが、その際にまた今度は補修とかいろいろ出てきます。この問題は非常にシビアな問題でございますので、町長も粘り強く、ぜひ前向きに考えて、国、県と交渉もしていただきたい。そして、西之表市、中種子町の協力も得ながら、ぜひともこの広域でやるというような考えでやっていただければいいのかなと思っておるところでございます。

次にまいります。各市町の年間の可燃ごみ搬入量は、西之表市3,763トン、年間です。中種子町1,780トン、南種子町1,000トンである。

私は、ごみの量は人口に比例するものと考えておりましたが、種子島清掃センターでの搬入推移は、各市町、人口は減少しておりますが、ごみの量はこの10年変わらないということでございました。原因としては、通販での需要拡大です。それと、生活様式の多様化だと考えられます。

そこで、南種子町のごみの搬入推移はどうか、年度別人口比で説明してください。課長で結構でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 南種子町の焼却ごみ量の推移についての御質問ですが、

平成23年度、人口が6,185人ですが、年間の焼却量が1,041トンでした。令和元年度は人口5,506人で、年間の焼却量が1,049トンとなっているところであります。この間、年間焼却量は1,000トン前後で推移しております。人口が減少しておりますが、ごみの量はほとんど変わらない状況にあるところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 私が考えていたとおりでした。西之表市でもそういうお話を伺いました。要するに、前は小型焼却炉の展開を質問の中でしてまいったわけですが、そのときも、私は人口は将来3,500人ぐらいになるだろうと。そうした場合、ごみの量も減るだろうというようなことも、私の頭の中の主体としてあったものですから、強烈に小型焼却炉を進めたという経緯もございます。人口が減ってもごみの量は変わらない、何かひとつ七不思議のような気もいたしますが、この辺の研究もして、なるべくごみを減らすような運動、そういうこともやはり衛生自治会等も含めて、やっぱり検討をしていく必要もあるのかなと思うところでございます。

次、まいります。南種子町のごみ処理に関わる経費は総額年間1億2,690万円、内訳は、ランニングコスト5,841万円、メンテナンスコスト2,986万円、収集運搬コスト3,863万円となっております。その合計が1億2,690万円となっているわけでございます。

広域事務組合に加入するしないは、今から論議をしなければならないのに恐縮でございますが、広域事務組合にもし加入することができたら、この経費は減少すると考えておりますでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

加入した場合についてでございますけれども、このことについても、これはどういう形での運営形態になるのかということで大分変わってくると思います。ごみの量が、南種子の分増えますので、その分の増設をどこにするのか、いろいろと出てくるんだろうというふうに思いますけれども、そういうものを含め、場合によっては運搬経費など、新たなランニングコストなど、また、施設の維持費など考えられますので、私としては、それが確実に減少していくかということ、そこにはちょっと疑問を持っております、今のところはそういう減少するような方向では考えられないのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 私も同意見でございます。

それでは、次ちょっと変わりますが、令和2年度当初予算で一般廃棄物処理施設

補修工事として6,650万円が計上されております。その内訳をお示してください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 令和2年度の当初予算において、特に緊急性の高い箇所の修繕ということで、当初予算で6,650万円の一般廃棄物処理施設補修工事の費用を計上したところであります。

主な工事の内容であります。通風設備、煙突の補修ですが、約3,500万円、受入れ供給設備で800万円、燃焼設備で2,350万円を予定しているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 煙突というのはどういう修理をするのでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 煙突の工事ですが、煙突が落雷によりましてひびが入っております。相当亀裂が広がっておりますので、早急に工事をしたいということでお願いしたところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 入札の際は、もちろん地元業者を使っただけだと思うんですが、これは3件とも別々で入札をするおつもりでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

その煙突の関係も上部に亀裂が入っておるということは、私もちょっと報告を受けましたので、その工事の在り方、そしてまた、ダイオキシン関係のそれが地元だけでいいのかどうか、そこについては、ちょっと担当課のほうからしっかり説明を受けた中でなければ、私も今ここで判断しかねますので、どういう発注形態なのかちゅうのは、ちょっと今、お答えはできないところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） この6,650万円の見積りはどこが出したんでしょう。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今、管理を行っております日本管財のほうから提出していただいた資料に基づいて出した数字であります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） ということは、日本管財さんが工事をするということでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） そこについては、ちゃんと指名委員会を開催し、指名

された業者による入札になると思います。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 分かりました。

この当初要求です。要するに一般廃棄物処理施設補修工事、これの当初要求は、9,036万5,000円と伺っております。その差額、2,386万5,000円は、来年度計上するつもりか、そして、その内訳についてお知らせください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今回、排ガス処理設備、燃焼設備、剪断・破碎機補修等が当初予算で計上されなかったところではありますが、それを併せて、令和3年度修繕を予定していた部分も含めて、令和3年度の予算で要求したいと考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） すいません。通告にはないんですが、分かっていたら教えてください。毎年、大体どのぐらいの要するにメンテナンス契約とか、そういうのは別にして、補修工事を毎年大体どのくらいお使いなのか、通告していませんから、分からないのであればそれで結構ですけども、後ほど教えていただければ結構ですけども、平均して大体例えば3,000万円とか、そういう数字がもし出ているのであれば教えていただきたいんですが。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 具体的な数字を今ここでお示しすることはできないところですけども、やはり適切な時期に適切な補修を行っていくことによって、施設を長くもたせるということが可能になると思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 分かりました。

種子島は細長い島でございます。私たちにとって、やはり西之表市は遠い存在でございます。広域化が可能になり、国、県から交付金が出た場合、種子島清掃センターのごみ焼却炉が、先ほども申し上げたとおり、キャパシティを超えるため、もう一基、炉の建設をしなければならないと考えるが、その際、当町の清掃センターに設置をするアイデアがどうでございましょうか。そして、北部圏、南部圏として、中種子を二分化いたしまして、野間の半分から南種子町を南部圏、そこから上を北部圏とすれば、お互い、1市2町がそれぞれ不便なくごみ政策を進めることができると思いますが、このアイデア、これ私のアイデアではなくて、人様から頂いたアイデアですけども、このことに対して町長、どのようにお思いでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

種子島広域事務組合の施設の処理能力が西之表市と中種子町の処理でいっぱいであることから、仮に種子島広域事務組合に加入するとすれば、新たに南種子町に広域事務組合で焼却施設を造り、リサイクルセンターも含めて、種子島北部と南部でそれぞれ処理するというについては、1つの考えとしてはいいのではないかなというふうに思います。

しかしながら、ただいま広域事務組合への加入について、現在、加入が可能かどうかとも分からない状況でございまして、現時点で答弁はできないところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） もっともなことだと思います。もし、そういう動きが出てきたら、ぜひ頭の隅に置いていただいて、そういう議論も、なかなか私ども自分たちで参加できなかったもんだから、あんまりずうずうしい意見は言えないんでしょうけども、そこら辺はうまいこと、町長の話術でもって、うまいこと進めていただければなと思うこととでございます。

もし南部圏、ここの焼却センターに新しい炉が交付金を使ってできるということであれば、もう南種子町民にとっては万々歳ということだと思います。

最後になりました。今回、小型焼却炉について触れませんでした。本年1月末、産業厚生委員会で枕崎市に行政視察をし、その後、県庁職員と会議を持ちました。その後、当町の焼却センターも視察、種子島清掃センターの規模についても調査をさせていただきました。

その結果、私の感想として、1基1,000万円の焼却炉では当町のごみを完全処理できないだろうとの判断をいたしました。

しかしながら、広域事務組合に加入できなかった場合、また、国、県から、新設するに当たり、交付金が出ない場合、再度、調査研究する必要があるという認識に変わりはございません。

ごみ行政は、町政にとりまして大きな課題であります。行政、議会が一体となって考えなければならない重要事項です。この難局を共に乗り越えたいものです。町長のコメントがあればお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

このことについては、単独でやるとしても、広域事務組合に加入するとしても、当面は炉の延命を図りながら運営をしていくというほかは、今のところはないわけでありまして、ただ、単独でやる場合、そしてまた、小型焼却炉についても、これ

までいろいろ議論もされましたので、それを導入する場合においても、これについては、事前に試験的に処理能力等の検証、そういったものもできるのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

併せて、本町のこのごみ、通常のごみだけではなく、いろんな災害時の想定もしなければなりませんので、その災害時のごみ処理の対応についても含めた形での施設整備を考えなければならんんじゃないかなというふうに思っております。

この焼却場の問題につきましては、これまでも単年で簡単に結論を出せるものではありませんので、複数年の中で考えられる方向性を十分調査検討して、また、議員の皆様にも一緒になって協議検討をお願いし、結論を出していく必要があるという、考えているというところで、これまでも申しました。

このような考えを繰り返し申し上げてまいりましたが、最近、この小型焼却炉の議論に対しまして、懸念しておりました環境等の影響に関する地域住民及び農業事業者から反対の文書が提出されておりますので、私といたしましては、住民の皆さんの御意見も踏まえ、そしてまた、今後はどの方向性で進めるのがいいのか、先ほど申し上げたように、炉の延命も図りながら、十分検討を重ね、そして議会にも相談しながら進めてまいらなければならない事項だというふうに考えておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 河野浩二君。

○4番（河野浩二君） これで、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、河野浩二君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時00分とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） それでは、一般質問に入る前に、このたびの私の障害者割引差額の精算遅延問題で、南種子町民、町議会等の方々に多大な御迷惑をおかけしてしまったことに関し、この場を借りて、心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、一般質問に入ります。

旅費支給規則についてですが、介護者の必要な第1種の重度障害者の旅費支給についてお尋ねします。

ここで、議論が混同しないように、障害者割引制度について、少し整理いたします。

障害者は、障害者福祉法に基づき、その障害の度合いに応じて、1級から7級まで区分されていますが、移動に伴う障害者割引制度では、重度障害者第1種とそれ以外の第2種の2つに区分されています。

この2つの大きな違いは、第1種では、移動に伴う危険性を取り除くために介護者の必要性を認めており、介護者も同様の割引対象となっていることです。

第2種においては、基本的に単独移動ができることを前提にしており、本人のみの割引対象となります。この介護者の必要性を認めるか、認めないかの違いにより、取扱いが大きく変わってきます。本町の場合、介護者の同伴が必要な障害者第1種の者が公務出張を行う際、本人分の実費支給しか認めておらず、介護者分は全額自己負担となっていますが、なぜ、介護者には支給が認められないとする旅費規程の解釈になっているのか、町長にお尋ねをします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

旅費支給規則についてということで、身体障害者1種の認定を受けているのに、南種子町では交通費を実費支給となっている根拠ということであろうかというふうに思います。

簡潔に申し上げますと、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び南種子町職員等の旅費に関する条例を根拠として、支給をされているところであります。

地方自治法第203条第2項において、議会の議員は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができると規定され、同条第4項で金額、支給方法は条例で定めなければならないこととなっていることから、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を定めているところであります。

この条例の第5条において、議会議員の費用弁償の額は、職員旅費相当額となっており、町職員等の旅費支給規則第10条第1号及び第2号で、運賃割引等により実費を超える部分についての旅費運賃は支給しないと定めているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 私が鹿児島県の人事課に問い合わせをいたしましたところ、重度障害者第1種で介護者を必要とする方の出張旅費規程については、事例がないた

めに、断定はできませんが、旅費規程の中で、上司、つまり、出張命令者が介護者の必要性を認めれば、介護者の旅費支給までは可能なはずですよという回答をいただきました。

この必要性を認めればというところが鍵なんですけど、先ほど町長も触れました。本町の南種子町職員旅費支給規則第10条の2の中で、その必要性認めなければ、支給しないということですが、逆に介護者の必要性を認めれば、町長の判断で旅費支給は可能なのではないかというふうに思っております。解釈の問題かなと思っております。その必要性を認める、認めないかについて、私の事例ですが、少し説明をさせていただきます。

私は、視覚障害者第2級で第1種の区分になります。網膜色素変性症という難病の指定を受けている病気で、現在治療法はありません。症状は、視野狭窄で、中心視野しかなく、視野率は健常者の約3%しか見えていません。針の穴から世間を見ているようなものであります。一見健常者と何ら変わらないように見えるのは、生活慣れた環境においては、視野情報だけでなく、脳が周辺の状況を記憶して、常に補っているからであります。しかしながら、出張や行政視察等の公務を行う場合の移動においては、通常的生活環境と異なり、視野情報だけの行動になるので、非常に危険性が高まります。つまずいたり、頭を打ったりするのは必須で、トイレや信号を見つけるのにも一苦労いたします。まして、人混みの中では、周囲の人にぶつかったりするのは避けられず、特に子供については、視野内に入ってきませんので、介護者がいないと大けがをさせる危険性に常に付きまわっています。そのため、公務を遂行するための移動には、その危険性を除去するために、どうしても妻の介護は欠かせません。これは、今、私の事例を申ししたんですが、障害者第1種区分の方々については、それぞれの症状に応じて、移動に伴う危険性には常に直面をしているわけです。ですから、国の障害者割引制度では、その危険性を除去するために、介護者の動向を認め、介護者までを割引の対象としているゆえんであります。これは公務においても同じと考えます。移動に伴う危険性の除去を行わなければ、公務そのものが遂行できませんから、必然的となると言えます。

町長、介護者を必要とする障害者第1種の者が公務出張する際の移動に介護者の必要性について、理解いただけるものと信じておりますが、いかがでございましょうか。答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

町が介助者を認めない理由というようなことでございますけれども、介助者の存在を否定しているわけではありません。現行、法制上においても必要性を認めない

わけではないわけでありまして、町職員等の旅費に関する条例は、第1条第2項のとおり、職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関する規程であり、第3条第4項には、職員以外の者が町の機関の依頼または必要に応じ公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人及び通訳等として旅行した場合には、その者に対し旅費を支給すると定め、同条第5項においては、法令に特別な定めがある場合、その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し旅費を支給すると規程されております。つまり、町議会議員に置き換えますと、公務の遂行を補助するために、町議会が介助者の必要性を議会として認めた上で、職員以外の者に出張を依頼して承諾いただいた場合には、出張依頼により構成機関である議長の決裁を受けた後に旅費を支給することになります。

なお、福島議員におかれましては、令和2年5月28日付で、町部局のほうへ要望書という形で文書を頂いておりますが、本件は貴殿の所属機関が町議会でありますので、どのような場所で、どのような時間帯に、どのような状態で介助者が必要なのか。また、介助者は同僚議員もしくは事務局職員では無理なのかなど、詳細な意見をいただきたく、調査の依頼を議長にしているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 基本的に本日の議会の旅費支給も南種子町の職員旅費支給規則に準ずるという形になっていると思うんですが、あえて、ここで、町と議会が別という判断はいかがなものかと思うわけでございます。

ここで、補足という意味で申し上げますが、平成28年に障害者差別解消法が制定され施行されました。その第7条第2項には、正式な条文は長いので要約いたしますが、行政機関等は障害者から社会的障壁の除去を求められた場合、その費用が過重でない場合は、障害者の権利利益を侵害しないよう社会的障壁の除去に合理的配慮を行わなければならないとあります。社会的障壁とは、ハード面、ソフト面を含めた障害者が社会生活や仕事を行う上で障害となっている事柄を指します。合理的配慮とは、障害障壁となっている事柄について、積極的に改善をしていってくださいという意味であります。この法律は行政機関等については義務化されております。事業者については、努力義務であります。

そこで、私が求める合理的配慮ですが、先ほども述べたとおり、視覚障害者である私が公務を遂行する場合の最大の社会的障壁は移動に伴う危険性の除去にあります。これを取り除かない限り公務の遂行はできません。そのため、これまで4回の公務のうちにおいては、3回は妻に介護者をいただき、残り1回については、妻の強い反対を押し切って、同行なしで単独で出張したわけでございますが、常に危険が付きまとい、到底1人では公務出張はできないという判断をした経緯がございま

す。

この合理的配慮の観点からも、介護者の実費支給を求めるという意味では過重な負担には当たりませんので、認められるべきではないかと考えますが、町長にこのことについての答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいまの御質問でありますけれども、この障害者割引制度の捉え方であったり、また、社会的障壁の排除等、この法律の内容等については理解をいたしますが、これまでも、この本人分と介助者については別々の考え方で、一定のルールに従い支給をするということで確認をしているところでありまして、詳細については、制度のことですので、総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今、町長が申し上げましたように、私ども条例規則に基づいてやっているところでございます。障害の障壁の除去ということについては、福島議員が今申し上げたとおりでございまして、それに基づいて、本人、介助者についての必要性があった場合は、その構成が認めていただいて、それで必要があるということであれば、本人の意思を表明した後に、その除去を行うために同意を認めるということですので、現行法制上で、それは認められるということになります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 中身を抑えたいんですが、4回の、これまで4回の公務出張の際、3回については同行を求めた経緯がございます。1回については、必要性はあったんですが、何とか可能性も含めてやったんですが、結果的にはできなかったということでございまして、今の総務課長の経緯でいきますと、私は今までやってきた経緯についての介護の認定というのは、今回は認めず、これから認めるという経緯なのか、それとも遡って認められるよという中身になるかだけ、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸 君。

○総務課長（羽生裕幸君） 申し訳ありません。マスクを外させていただきたいと思えます。

今、おっしゃるように、認めたというよりも、法第7条の2項の所定の、意思の表明ということで、あくまでも議員本人が、議会の全協になるかと思いますが、全員協議会、議会の意思において、その介助者の必要性を申し出た場合、それを社会的障壁を除去するという形で、それが認められれば、それになるということであり

ます。

後出しで、遑ってというのは、今の現行法ではできないということで、これについては、国の機関にも問い合わせをして確認をしておりますので、必ず要務については事前に、福島議員ですと議会という形になりますので、議員に今先ほど町長が申しあげました形で事情を説明し、社会的障壁の除去をするために介助が必要だと、そこで認められれば、旅費は規程どおり支払うという形になります。もちろん介助者の了承も必要になってくるということを申し添えたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。

それでは、議会議員という立場で、議会の了解ということであります。基本的に、議会の今までの旅費規程は、あくまでも南種子町旅費規程に準ずるという形で、議会の場合は独自の旅費規程は持っておりませんから、町の旅費規程に準ずる形になるわけで、鹿児島県とか、ほかの中核、政令指定都市においては、独自の政務活動費があるわけで、そこで、議会独自で認可をいただいて、認めるという形になっておるんですが、本町の場合は、そういう制度はございませんから、あくまでも町の職員旅費支給規則に準ずるということですので、そういう御理解でよろしいのかなと思います。

課長、そういう判断でよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸 君。

○総務課長（羽生裕幸君） 熊本市議会と鹿児島県議会においても、条例、準則等を見ましても、規程の規則にのっとって、このような対応をしているということでもありますので、鹿児島県議会においても車椅子の議員さんがいらっしやいまして、その方については、もう4期目に入っているという形で、就任当初から話をされて、出張に行く中身については、泊とか、そのときの事情によって説明をして介助者が必要。あと、熊本市議会においても、現行の規制の中で、規則の中で対応しておりますということで、これについて、それがほかに抵触するということはないということでもあります。

それから、厚生労働省の障害者保健福祉部に確認をしたところ、交通費の実費については、同法第7条第1項に定められている障害者の権利利益を侵害する行為ではないと、実費支給についてですね、ということでいただいております。これはあくまでも健常者との実費支給というのは平等性が十分保たれており、本人の割引分についてのお金をもらうということは、福祉とは違う形になるというような見解までいただいたところでありますので、あくまでも本人分と介助者は別々という考え方の中で、一定の規則、ルールに従って、届け出をして了解をいただいた上で、支

給をしてもらうという形の事務事業取扱になるというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。よく分かりました。

今、課長のほうから、次の質問の障害者割引制度の捉え方については、国の判断があったということですので、重複してきますから、ここは割愛をいたします。

では、次に行きます。

同行援護制度の実態についてということで質問を出しております。

これは、障害者自立支援法の第5条第4項に同行援護という項目があります。目的は、障害者福祉サービスとして、視覚障害者や移動障害者が対象になりますが、これまでサービスを受けられなかった介護サービスで援助を受けられなかったところを補助するというもので、要は買い物や病院に行ったりとか、地域の催し物等に参加するときの移動が困難な方について、援助サービス、移動サービスは受けられるよという中身のものです。本町においても、利用を必要とされる潜在的な方はいるのではないかなと思ったところで、今回の質問に上げているんですが、本町におけるこの制度の導入実態等について分かれば、教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

障害者自立支援に基づく同行援護制度についての御質問でありますけれども、同行援護については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報の提供、移動の援助等の外出支援を行うものであります。

おっしゃるとおりでございます。この制度の詳細な内容については、保健福祉課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 同行援護のサービスを受けるためには、利用者が役場に申請し、同行援護アセスメント票において、視力障害、視野障害、夜盲のいずれかが1点以上かつ移動障害の点数が1点以上であるものと規定されているところであります。

また、一月に利用できる時間数については、南種子町では32時間と規定されているところであります。

利用の実績については、今のところ、ないところであります。

今年度、障害者等計画策定の年となっており、策定に向けたアンケートを実施することとしているところですが、その中で、同行援護の利用について希望があるかどうか、併せて調査をすることとしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 本町においても、障害者数、令和2年の1月現在ですから、430名ぐらい。重度障害者が約その半数ぐらいおるわけで、当然移動支援の困難な方もいると思われますので、そこら辺の障害者の積極的な社会参加をしていただくためにも、こういう、今までなかった援護制度というのは、町としても積極的にお知らせをして、利用促進を図るべきだと思います。なかなか障害者自身が声を上げることさえがハードルの高いところでありますから、行政のほうから積極的に呼びかけをすると。1人で孤立がないような社会環境の整備に努めるということは非常に大事なことだと思います。

そういう意味で、町長については、積極的に、これについては取り組んでほしいと考えるわけですが、町長、見解をお示してください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま詳細については、課長のほうからも答弁がありましたけれども、今年度、障害者等計画策定の年ということにもなっているということで、また、策定に向け、アンケート実施をすることにもなっておりまして、その中で、同行援護の利用について、その調査の結果を踏まえ、対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 前向きな答弁をありがとうございます。やっぱり、障害者は健常者と違い、常に不安を抱えて日々生活を送っておりますので、介護サービスだけじゃなくて、日頃の生活環境の中においても、目配り、手を差し伸べることが非常に大事だろうと思います。

それでは、次に行きます。

輸送コスト支援事業についてであります。これ、非常に長いんですが、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金というのを活用した事業であります。九州の各離島においても盛んに取り組んでいるようであります。補助率は10分の8ということで、本町でも今年約1,800万円の予算を準備しております。

生産者や加工販売者にとっては大変ありがたい制度であり、離島産業の物流を底支えしている重要な事業であります。残念ながら、この輸送コスト支援事業を利用できていないのがネット販売等の通信販売で物流を宅配便に委ねている方々であるとお聞きをしております。利用できない根拠については、私もまだ深く研究はしていませんが、本町における販売額もたくさんあると見込まれます。今後も離島からのネット販売はますます増え続けることが予想され、また戦略的にも伸ばしていかなければならない分野でもあります。そこで、最大の足かせとなるのが、宅配便の送料でありますから、これを本土並みに近づけることで、競争力は高まり、生産者

の意欲もさらに向上することで、島の産業発展に大きく貢献していくことが期待されます。現状できていないということは、何らかの問題点があるんだろうと思いますが、できないんじゃないくて、どうやったら、利用できるような仕組みが構築できるかという観点から、ぜひ、町には、これに積極的に取り組んでいただきたいと思います。うんですが、町長の答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

この輸送コスト支援事業につきましては、私も以前そういうふうな疑問も持っておりましてけれども、この目的が本土と離島での輸送コストの格差軽減ということが目的でありまして、離島から本土までの海上輸送費とか、航空輸送費、こういったものが対象になっているということでもあります。

その宅配便等について、離島料金が設定をされてないとか、そういうことも、私も聞いているところでございますけれども、個々の詳細の部分について、企画課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 本町における輸送経費の支援につきましては、有人国境離島法に基づく特定有人国境離島地域社会維持推進交付金と離島振興法に基づきます離島活性化交付金を活用して、輸送コストの負担軽減に取り組んでいるところであります。

この2つの事業につきましては、町長からもありましたけれども、本土と離島との輸送コストの格差を軽減する目的でありまして、離島から本土までの海上輸送費及び航空輸送費が対象となっております。今、ありました宅配業者等の料金設定につきましては、離島料金というものが設定をされていないようでありまして、同じ地域内からの輸送でありますと、本土から輸送する分と離島、種子島から輸送する分と、料金の格差が発生していないというふうにお伺いしておりますので、そうすると、この事業に合致しないということでもありますので、この事業については、活用ができないというふうに確認をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今、宅配業者の説明の中で、私も初めて聞いたんですが、本土と離島間の送料に格差がないという説明。これは、どう考えても、あるのは当然かと思うんですが、その根拠については、どういう根拠なのでしょう。聞いていたら教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 根拠については、詳しくは聞いていないところですけども、

宅配業者の料金設定が、種子島から送っても、鹿児島から送っても、例えば、大阪まで送るとかいう場合に、その料金設定が同じ金額になっているので、その種子島から鹿児島への海上輸送、航空輸送の分が別に定められていないと、差額が生じていないと、その差額を補助する制度でありますので、この事業については、合致しないというふうに確認をしているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） はい、分かりました。私もそこは初めてだったので、確認が取れてないので、そういうことであれば、直接的には、なかなか厳しいかなというふうに思います。ただ、実際はそうなんですが、やっぱり、種子島から、南種子町から宅急便を使っただけの送料、それを生活の糧にしている方々はたくさんいるわけで、現実にはそうであろうが、また別な形で、島の産業促進を図るという観点からは、ただ、それだけで切り捨てるということになると、全く発展性がありませんから、何らかの対策を講じていく必要はあるのかなというふうに思っております。ここは質問に全く入れていませんから答弁は求めませんが、格差のある分については助成をしますが、ない分についてはできないというのは、それは法律上の問題なので致し方ありませんが、しかし、現実には高いのは事実でありますから、やっぱり、島の産業活性化のためには、何らかの対策を講じてもいいのではないかなということだけは申しておきます。

町長、答えられることがあったら、お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今、議員からおっしゃられるような内容については、私どもも、実際にそういう方々がたくさんおられるわけでございますので、そこについては、私なんかも認識をしておりますし、そういうふうなことも同じように思っているわけでございますけれども、ただ、制度の中で、この種子島から本土との間のそういう運賃に関して、それが区分ができないという状況でありますから、これは種子島だけではないだろうというふうに思いますので、また、県の離島振興協議会であったり、全国の離島振興協議会の中においても、私どもも意見交換をさせていただいて、そして、全国的に離島が抱える問題でありましょから、そこについては、また、そういうふうなことをどのように対処していくべきなのか、意見を述べさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） よろしく願いいたします。非常に重要な分だと思いますので、使えないとあれば、残念ですが、また、ぜひ、ほかの検討も進めていってほしいなというふうに思います。

では、次行きます。

コスモタウンの入居規則についてでございます。

以前、コスモタウンの入居者要望から、2台目の駐車場設置を要望した際に、県と協議した結果が返ってきた回答が次のとおり2つあります。

1つ目が、公営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して低額な家賃で賃貸している住宅であり、公営住宅法上ふさわしくないと。この公営住宅法上ふさわしくないというのが、どうも引っかかっておるんですが、2つ目に、2台目以降の駐車スペースについては、原則として、入居者自身で団地外に駐車場を確保するように説明しているという返事が返ってきたわけでございます。

私は、今回、この一般質問で取り上げたのは、2台目の駐車場をどうしても設置してくれということではなくて、それも含まれるんですが、こういう時代錯誤的な公営住宅法がいまだにまかり通っていることに大きな矛盾を感じているからであります。

現状の実態からは、余りにもかけ離れた認識だと思っております。本町を含めた鹿児島県の地方はどこも人口減少に悩み、その対策に必死になって取り組んでおられます。若者の定住促進を図り、子育てのしやすいまちづくりをどうやって実現していこうかと本町においても、少ない職場環境の中において、夫婦が共働きをしながら、地元に着しようとして懸命頑張っておられます。いずれはマイホームを持ってやりたいと頑張っている中で、低所得者層という言葉がそのまま当てはまるのかという問題点をはらんでおります。

国の1人当たりの平均所得、平成28年度308万円です。鹿児島県は241万円、本町は246万円ですが、鹿児島県下見渡しても、どこも低所得層じゃないですか。あえて、鹿児島市みたいな交通機関が発達したところで、車2台は駄目ですよというなら話は分かります。夫婦2人車2台なければ、共働きには車2台必須じゃないですか。まして、行政としては、地方活性化のために若者定住促進をするに当たっては、駐車場も2台分あります、子育てもすばらしい環境を準備しています、どうか、地方で皆さん頑張って働いてくれませんかという、そういうお膳立てをして進めるのが今の過疎化に悩む地域に対する行政の役割だというふうに思うんですが、こういう公営住宅法がいまだにまかり通っていることについては、非常に矛盾を感じております。町長と私の思いが一緒であれば、どうか、この中身の改善含めて、県に、町長、要望をしてほしいんですが、町長の見解を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

昨年就任以来、コスモタウン団地において同様な質問がありました。その際にも

お答えをしておりますが、建設当時と生活環境も大きく変わって、各世帯に2台以上保有する状況にもある。そして、また、コスモタウン団地だけに限らず、駐車スペースの必要性については、私も同様に感じているところであります。

しかしながら、前回もお答えをいたしましたが、一部児童遊園の駐車場化にもなっておりましたけれども、このことについては、県との協議の結果、こういう公の場の答弁になると許可ができないということを踏まえ、先日、集会所付近の空きスペースに駐車区画線を引いて、駐車スペースの確保をし、入居者への周知を図ったところであります。

また、この時代に合致しないようなことに関しては、そういう思いもいたしますけれども、この駐車場の台数について、一世帯1台というふうなことで、規則等で決まっているわけではありません。しかしながら、この公営住宅等の駐車場を整備する際の国庫なり、そういった補助金の要綱等の中には、駐車場設置台数は原則として住宅戸数の10割、つまり、補助金を活用して整備ができる基準が一世帯1台であるというようなことは、いまだに、こういう要綱になっているということでございます。県内の県営住宅及び近隣市町の公営住宅においても、こういうことから、2台目以降の駐車場の整備というものはなされていないところであります。

本町の公営住宅の戸数は176戸ございまして、そのうち、87戸の約半数においては、建築経過年数が45年以上経過した老朽化住宅でございます。浴室のない住戸や汚水処理の未整備の住戸などもございまして、居住環境整備を必要とする、そういった住戸も多いということもございまして、このことについては、この駐車場の対応についても、今後十分検討はしないといけないと思いますけれども、過疎対策、定住対策について、十分に考慮をした上で、長寿命化計画を基本に、また、優先順位を配慮しながら、整備計画を検討してまいらなければならないと、そのように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 本町においては、町長の判断で、そういうふうに改善をしていこうという前向きな姿勢でありますから、大変評価されるわけですが、現実的には、県営住宅もあるわけで、なかなか県のほうに町から申し入れをするというのは容易ではないかと思うんですが、実態は、南種子町民がそこに住み、やっぱり、厳しい環境の中で、一所懸命地元のために生活して、子育てもしているわけですから、そこら辺は、県に対しても、決まりは決まりですけども、実態にそぐわない分については、改善要望していくという姿勢はあっていいんじゃないかなというふうに捉えますので、ぜひ、町長には機会を捉えて、そういう要望を上げていってほしいなというふうに思うから、今回の一般質問に取り上げた経緯であります。

じゃあ、次、最後の質問になります。

地場産品開発計画の進捗状況についてということでお尋ねをします。

コロナウィルス対策に迫られて、この間、地場産品開発まで手が回っていないと推測されますが、今回教訓として学んだことは、南種子町の経済基盤は複合的な産業基盤を充実させなければならないということだというふうに感じております。

観光産業をはじめ、島外からの交流人口の増加による経済の活性化で振興を図るはずでしたが、現状は、なかなか厳しい状態であります。コロナの終息とともに、交流人口の促進には積極的に取り組まないといけないわけですが、そのほかにも、やっぱり、新たな地場産品の開発を進めていかないと本町の活性化はなかなか見えてこないという状況があります。実施については、なかなか予算もありますし、人的な面もコロナ対策に回っておりますが、計画案だけは先行してつくっていかないと先が見えてきませんから、せめて、計画案だけでも、今つくっている内容等があれば、お示しをいただき、なければ、積極的に取り組んでつくってほしいなと要望するものです。

現時点での状況報告だけ、お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

本町においては、この地場産品開発計画という、こういう計画自体は、今のところ、作成は、これまでもしてきておりませんが、今後も既存の特産品も併せてPR支援は行ってまいらなければならないということで、今現在、これまで取り組んでおりますのは、有人国境離島法に基づく雇用拡大事業、こういったものも活用しながら、いろんな商品化されたものもございます。これまでの取り組み、そして、また、今後の取り組みについては、企画課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） これまで本町の事業所におきまして、今、町長からありましたとおり、有人国境離島法に基づく雇用拡大事業を活用して、平成29年度につきましては、地元のフルーツや安納芋を使ったジェラートの製品の開発や地ビール製造販売を行い、平成30年度におきましては、焼酎の品質向上のための芋の蒸煮機の設置設備を行っております。また、令和元年度については、地元食材を利用したパンケーキ、ピザ等の施設整備、販売に取り組んでできているところでございます。

また、商工会、特産品協会のほうにおきましては、令和元年度におきまして、全国展開支援事業としまして、ジェラートと新商品開発研究、紫芋を使用した本格焼酎ジル南泉等の開発・販売などを積極的に行ってきたところでございます。

先ほど町長からもありましたとおり、本町では、地場産品開発の計画自体は作成

をしていないところでもありますけれども、今後も、これらの商品を本町の特産品として各物産展等に出品するなど、既存の特産品も併せてPRを図りまして、支援を行ってまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今、これまで取り組んでこられた実績については、御報告をいただいたとおりですね。ただ、計画のないところに発展性は生まれないわけで、これまで取り組んでこられた実績は実績で、ベースにしながら、その上に計画性をつくっていかないと方向性が全く見えてきません。計画のないところに発展した事例なんか、聞いたことありませんから、必ず計画性はつくる必要があろうかと思います。

特産品開発計画について、今、できてないということですが、今後、それに向かって取り組む姿勢はあるのかどうかだけ、町長、お答え願えますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほどから同僚議員の質問の中にもありましたけれども、今現在、コロナの関係によりまして、そちらのほうに職員一同一生懸命取り組んでおります。そういった中において、今後の経済の活性化も含めて、いろんな案を出していただいたり、協議をしていくわけでございますけれども、私は4月1日から新しい担当部署を配置をいたしましたので、そこを含めて、今現在はちょっと単独で、私の思っているような動きは今のところできませんけれども、この終息に合わせ、そして、また、今後そこも一緒に活用しながら、企業誘致も含め、こういった取り組みを活性化させていきたいと、そのように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ぜひですね、やっぱり、コロナが収まるのを待っていると、やっぱり、どうしても、最低でも半年のタイムラグが発生しますので、そろそろ計画案の作成には乗り出して、本町の経済をリードしていくというスタンスをぜひつくってほしいなというふうに思います。

それでは、これで、私の質問は全て終了しましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） これで福島照男君の質問を終わります。

ここで、1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時55分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、廣濱正治君。

〔廣濱正治君登壇〕

○3番（廣濱正治君） 全国的にコロナ禍の中、多額の予算を注ぎ込みながら、いつ、届くか分からないアベノミクス、そして、アベノマスクというところでしたが、アベノマスクは本日届いておりました。なかなか、私たちのところには遅いものがあります。痛い所に、かゆいところに手の届く町政であってほしいものです。

さて、本題に入ります。防災工事についてであります。

防災工事の下立地区の護岸かさ上げ工事についてであります。

平成30年度において、一部かさ上げ工事をしてもらいましたが、去年は骨格予算ということで予算計上されず、今年度も計画されておられません。私も住民には説明をしておりましたが、なかなか理解をしてもらえず、住民は不安を感じ、県議に相談し、熊毛支庁、町当局も同行しての現地調査が行われたと他の住民から聞きました。

私も台風当時の現場におりまして、住宅の周りを波が洗い、大変危険でありました。異常気象の起こる現在、一刻も早い対応が必要かと思えます。集落館長も相談に来ておりますが、1日も早い着工が望まれます。安心安全なまちづくりのために、ぜひ、お願いをいたします。

町長の考えをお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） それでは、廣濱議員の御質問にお答えをいたします。

下立石海岸におきましては、平成30年9月の台風24号接近において、西側通過頃、満潮時刻と重なったということ、こういった影響で護岸を越波したことによりまして、海水及び転石等の流入被害が発生をしたということでありました。

同年、補正予算において、家屋に影響する部分の52メートルにつきましては、かさ上げ工事が完了しておりますが、まだ、110メートルほど隣接護岸より低い護岸が残っておる現状でございます。私も現場については確認をいたしたところでありまして、町の管理する護岸でありますので、防災減災の観点からでも対応すべきという認識は持っておりますが、現状では、対象となる補助事業もないことから、これは単独事業で実施をしていかなければなりません。今回、当初の予算において単独事業の中には組み込んでおりませんが、町民、各種団体等からの要望、そして、また、これまで要望が数年にわたって、そのまま放置しているものなど、課題が多岐にわたっておりまして、今年度においても、そのほかにも財源調整の結果、

優先順位を考慮しながら、問題解決を図っていつているところでありまして、ここについては、周辺住民の安全安心を確保するという観点からも、今後しっかりと、熊毛支庁のほうも、私どもの担当課と現場も見ておりますから、そこを意見をいただきながら調査をし、他の事業も含めて優先順位を考慮しながら、ここについては、今後決定をし取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 私も継続事業ということでお話を聞いておりましたが、選挙等があった関係でできなかったという話も伺っておりました。ですけれども、やっぱり、これは住民の安心安全を考えた場合に、ぜひとも、早急な対応を望まない、と、事故が起きてからでは遅いと思います。ぜひ、早急な対応を求めたいと思います。次に移ります。

ごみ焼却場についてであります。ごみ焼却場については、炉の耐用年数も大分経過しておりますが、今までの議会において、修正動議が出され、予算が変更になったり、また、今年度も多額の予算計上をされております。町長は調査等に時間を要すると言っておりますが、いつまでに、この問題に結論を出すのか。このまま毎年毎年多額の予算を注ぎ込むことは無駄遣いだと思いますが、どのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 廣濱議員の御質問にお答えいたします。

ただいまもありましたが、修正動議が出されたり、小型焼却炉のことも含めての御質問であるというふうに感じました。

まず、小型焼却炉については、昨年の12月議会において同僚議員からの一般質問でも答弁をしてきているところであります。私のこれまでの答弁の内容や経緯については御承知のことと思いますが、その内容について、少し説明をさせていただきます。

この温泉センターの小型焼却炉の関係が全く駄目とかいう話では、当時私はしておりません。そして、また、今の焼却施設は施設でしっかり修繕、利用しながら、今後の焼却施設のあり方などをしっかり調査し、そして、並行して方向性を議論していかなければいけないということ。

また、ごみを新たに搬入する場所、そこにごみを持ち込むということに関しては、対象地域の住民の皆さんの御理解を得て、そして、公害防止協定であるとか、そういうものも十分御理解を得た中で進める必要がありますので、今後のごみ処理施設計画についても、内容を十分調査検討をして、また、議会の皆さんにも協議・検討を一緒になってしていかなければいけないと思っているというような答弁をしてき

ているところであります。

そして、12月議会においては、先ほどありましたように、一般会計補正予算の債務負担行為の修正案が出され、焼却施設の運転管理業務委託について、温泉センターの赤字縮減にも寄与でき、一石二鳥の政策として、3年間の複数年契約ではなく、単年度契約として、小型焼却炉の導入について、真剣にそして早急に取り組んでいただきたいというようなことで、議会において、議員も含め賛成多数により修正議決されたところではありますが、この焼却場の問題については、午前中の質問にもお答えをいたしましたけれども、現時点においても、単年で簡単に結論を出せるものではありませんので、複数年の中で考えられる方向性を十分調査検討をして、また、議員の皆様にも一緒になって協議・検討をお願いし、結論を出していく必要があるというふうに考えているところであります。

このような考え方をこれまでも繰り返し申し上げてまいりましたが、懸念をしておりました環境等の影響に関しまして、地域住民及び農業従事者から反対の文書が提出されておりますので、住民の皆さんの御意見も踏まえ、今後はどの方向性で進めるのがよいのか、十分検討を重ね、議会にも相談をしながら進めてまいらなければならないと考えております。

したがって、具体的には、いつまでに結論を出すということは、今ここで申し上げることはできないところであります。現時点における国・県の考え方、そして、本町の調査状況など現状については、保健福祉課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 国の考え方、本町の現状についてお答えをいたします。

国は持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めているところであります。

全国のごみ処理施設の現状は、平成10年度1,769施設であったものが、平成28年度には1,120施設と約4割減少しているところであります。

本町としても、これまで種子島広域事務組合に対して、正式に加入の打診をしたこともなかったところであります。現在、西之表市長及び中種子町長に対して、種子島広域事務組合の加入が可能かどうか。仮に可能な場合の加入条件や解決しなければならない諸課題等について示していただくようお願いをしているところであります。実際回答が来ないと単独で運営していく場合との具体的な比較ができないところあります。いつまでに決定するということは、今ここで申し上げられませんが、部内で十分検討を重ね、議会にも相談しながら、よりよい方向性が見いだせるように進めていきたいと考えているところあります。よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 今年度、煙突と炉の改修等がされますが、この改修をするとなん年もつのか、その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 適正な施設の修繕等を行っていけば、あと7年程度は大丈夫だろうということで聞いているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 複数年かけて検討をしたいということ、そして、7年間ぐらいもつということ、単純に、あと3年ぐらいしかない余裕の中で、このごみ焼却場の建設等いろいろなことについて、焼却場が稼働するのかどうか。まだ、もつか、もたないか、はっきりしない中において、時間を要して検討するということは、ちょっと私にとっては、住民のごみ問題に対することについて不安があるかと思えます。早急に結論を出さないと複数年もかかって、ずっと計画をするということは、なかなかだと思えます。いろいろ小型焼却炉も含めて様々な計画をお願いをしたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 課長のほうから複数年というような話もありましたが、今の段階では、そういうふうな答弁しか、私どももできませんが、この施設をうまく使いながら、単独でやるにしても、広域でやるにしても、どういう形になるか分かりませんが、仮に小型焼却炉を清掃センターのほうにとか、いろんなことがこれから話をしていかなければならんことだと思えます。いずれの方向に進むにしても、工事をする期間がやはり、かかります。そして、また、その間には、この南種子町のごみをほかのところをお願いをするわけにはまいりませんので、それはそれで、しっかり焼却炉のほうは、清掃ごみの処理については回していかなければならない。そういうことでございますので、そこについては、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

午前中も申し上げましたが、小型焼却炉も含めて、いろいろ検討はしてまいらなければなりませんけれども、仮にいろんな手法を考えた場合においても、例えば、小型焼却炉で対応するようなことになっても、何基据えて、どういうふうになっていくか分かりませんけれども、先ほども申し上げたとおり、災害時のごみの対応であったり、そういうものもしっかりとできる対応を南種子町で取っておらなければ、これをまた、そういう対応ができないから、広域でというわけにはまいりませんので、そこも含めて議員の皆様方にも御相談を申し上げますので、その前にいろんな調査をして、そして、また、広域的なそういう可能性もあるのかどうか。そして、併せて、会議開催もされて、どのような方向にそういう話し合いがなっていくのか、

それを踏まえなければなりませんので、これは、すぐ直近の一、二年でできるかどうか、そこについては、今、何とも申し上げることができませんので、御理解をいただきたいなというふうなところでございます。

なるべく、早く、こういう調査もし、そして、また、そういう会議があれば、そこにもしっかりと参加をさせていただいて、意見交換もさせていただいた中で、本町の方向性を決定をしていかなければならないというふうに思っていますので、その際には、また、議会のほうにもしっかりと御相談を申し上げて、一緒にいろんな御意見をいただきながら、取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 複数年かかるということでありましてけれども、私の思いは、目標を掲げないと、ある程度、何年度までには結論を出すとかいう目標を掲げないと、なかなか、ずるずると、人間そういうものだと思います。いつまでにするという目標を立てないと、ずるずると先延ばし先延ばしになっていくのが通常だと思います。ですから、ぜひとも、年数を切って、何年度までには結論を出したいとか、そういう方向性が必要かと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員がおっしゃられる目標年度ですか。それについては、そういうものをしっかり定めて進めていったほうがいいというのは、私も理解をいたしますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、どういう方向にこれを持っていくのかというのが、今も現在、広域なのか、単独なのか、そして、また、違った手法をまた取るのか、それが定まっておりますので、今、ここでそういうことを申し上げる材料を全く持っておりません。ですので、今、広域組合にも文書でお願いもしておりますし、そして、また、今後、そういうものが進展をしていくんだろうというふうに思っていますので、そこについては、いましばらく時間をかけて、そういうものの情報が集まってきた中で、協議・議論をさせていただかなければ、本日お答えをするということではできませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 分かりました。ぜひとも、早期の方向性をお願いしたいと思います。

次に移ります。

一般質問に対する答弁の整合性について質問をいたします。

私の昨年6月議会の質問で、観光スポットとしてのトイレ等の設置を要求した答弁と12月議会においての濱田議員の質問に対する答弁の違いについてお尋ねをい

たします。

私には、長期計画にも計画されていない、ランニングコスト等も含め多額の費用の発生する等々で精査する必要があると考えておるという答弁をしております。12月議会においては、企画課長は、西海岸線沿いに屋久島や夕日を見学できる場所の建設について、鹿児島県の事業で整備ができないかなど、設置場所も含めて観光地整備の協議・検討を行ってまいりたいと答えております。この違いについて、町長はどう思いますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 廣濱議員の御質問にお答えいたします。

観光スポットとしてのトイレ等の設置につきましては、平成28年4月に開催をされました西海地区の座談会において、西海地区に公共トイレを造りたいと、前町長からも話があったというふうなことは伺っております。現地調査も行われた経緯もあるようでございますけれども、用地取得の関係で折り合いがつかず、断念しているというふうなことであるようでございまして、第5次の長期振興計画にも計画をされていなかったところであります。3月、そして、また、私も、そのときに申し上げましたが、また、3月18日の全協においても、第6次長期振興計画について御説明を申し上げました。これはあくまでも基本計画でございまして、具体的な場所とか、そういったものについては、ここでお示しをすることにはなっておりません。

そして、また、12月議会において、課長も答弁していますが、6月議会において廣濱議員から質問があり、その後、私たちも現地を確認に行っております。適当な場所が選定できていないところでありますけれども、また、以前、この議会後において議員のほうからお話があり、適地の情報があるような話もちょこっと伺いましたけれども、そういう情報がありましたら、ぜひとも、お知らせをいただければなというふうに思うところであります。

6月議会、そして、また、9月も終わって、12月議会の話でもありましたが、その間に私どもも現地も見させていただいておりますし、濱田議員から質問があったときに、課長からのそういう答弁でございましたけれども、それは、その状況はどんどん変わってまいりますので、適地はいまだに見つかっておりませんが、もし、やるとすれば、県の地域振興推進事業などで、そういう西海岸の整備ができないかどうか、そういうものも調査をしてみたらどうかという話は、課長にも指示をしております。

まずは、今後もそうですけれども、屋久島や夕日を望める魅力ある景勝地であるということは、私どもも十分認識をしております。そして、今後も、この県の事業を活用した整備や設置場所を含めて、この観光整備の協議・検討をしていかなけれ

ばならないと考えております。先ほども申し上げましたが、まずは議員のほうからも、設置場所の選定が必要不可欠であろうかと思しますので、最適な場所等あれば、御提案をいただければというふうに思います。

何も、私も6月議会で、議員に対しての答弁と同僚議員の答弁に対して、何かこう違いがあって、いろいろ言っているわけではありませんので、そこについては御理解をいただきたいと思ひます。本当にそういう場所等検討いただければ、私どもも真剣に前に進められるように努力してまいりたいとそのように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） その後の12月の宴席で、町長は私に、もう1回同じ質問をしてくれと言いました。その真意はどこにあるのかと思ひます。

平成28年には、県議が主導して、熊毛支庁、校区公民館長、町当局も参加して、現地調査をしたと伺っており、熊毛支庁も乗り気だったと言われております。ただ、用地交渉で駄目になったと聞いております。

私の質問時、副町長は企画課長でした。このことについて、副町長は調査したのですか。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） お答えをいたします。

ただいまの御質問は、今年度、廣濱議員と濱田議員から、昨年も質問がございましたけれども、その後の調査をしたかということでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） その当時、濱田議員との質疑の中において、28年度に、こういう現地調査をしたという実態があります。その現地調査の日程が組まれておりますから、こういうことについて調査をしたのかどうか。町当局も参加したというふうに伺っておりますので、記録には残っておろうかと思ひます。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） ただいまの件につきましては、私も以前企画課にございましたけれども、観光課が以前はございました。その中で現地調査もして、場所の選定をということでやった経緯はあります。ただ、用地のほうが大変高額で提示をされたこともありまして、なかなか前に進まなかったというような状況だったというのは聞いてございます。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） 私が言っているのは観光課の話ではありません。当時、私が質問した折に、副町長が企画課長です。稲子課長の前ですから。違いますか。私が議員になってから質問したんですが、その当時、調査をしたのかどうかということで

す。

○議長（広浜喜一郎君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） 私の記憶では、廣濱議員が議員になられましてから、質問を受けたというのは記憶にございません。私も昨年の6月5日から副町長を仰せつかってございますので、最初の議会から副町長でございますから、企画課長時代の質疑というのは受けた記憶がございません。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） わかりました。

町長は答弁で、長期計画にこの計画がされていないと答弁したのに、4月28日の全協の中で長期計画の説明があった折、先ほどは町長は3月18日とおっしゃいましたが、4月28日だと思います。6次計画の説明をされたのが。間違いだと言えば、間違いになりますけれども。私が公園等も、東側だけの公園設置でありまして、西側の所に何ら公園ができていないと、計画がされていない。また、長期計画の中においては維持管理のみで計画にのっておりませんので、町長の答弁の中に、第5次計画で計画にのってないからということでの答弁であったし、そしたら、当然計画にのせるべきだと思います。そういうふうに、もう1回質問をしてくれと、同じ質問をしてくれと言った限りは。やっぱり、いろいろな形に計画しているから、できるんだとか、計画にも何ものってないとか、やっぱり長期展望のために計画をするわけですから、こういうことについて、何も出なかったのかどうか。そこ辺を伺いたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 3月、4月だったかな。全協において、第6次長期振興計画については御説明をさせていただきました。この全協で説明をいたしましたのは、長期振興計画の基本計画においてでございます。これは全体の基本的な計画について述べておりますので、観光分野においては、南種子町らしい観光地づくりや、観光施設の保全整備を推進ということで、計画はのっているところでございます。

全協で説明をいたしました基本計画ではなく、長期振興計画にこれからのせていくという、これは具体的な事業をそこにのせていくということになりますので、そういう具体的な計画については、今後、財源調整、そしてまた、他の事業との調整を行いながら、この実施計画の中で計画をしていくこととなるわけであります。これまで全協で説明したのは基本計画でありますので、そこについては御理解をいただきたいと思います。

実施計画の中において計画をしていくことによって、これが計画に計上されて調整をされていくということでございますけれども、設置をするためには、用地買収

に係る費用とか、建設費、ランニングコスト等を含めると、そういう多額の費用が出てまいります。そして、その実施計画の中には財源ものせていかなければなりませんので、先ほどから申し上げておりますけれども、建設する上においては、観光客、地元住民等に利用される、そういう施設であるかどうか、これを私どもも1番いい景観のところでもありますので、そういったものも精査をし、先ほどから申し上げましたように、要は、そういう適地用地についてございましたら御提案をいただければなということで、私どもも現地を回ってみまして、なかなか、あそこで、そういうふうな取得できるような適地があるかどうかということについては、ただいま見つけられていない状況でありますので、この長期振興計画にのせることも含めて、これは実施計画ということで、それで調整しないといけないということで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 廣濱正治君。

○3番（廣濱正治君） ぜひとも計画にのせていただきたいと思います。

西海岸には、枕状溶岩、塩焚きの跡、孫左衛門等々いろいろあります。いい場所だと思います。公園の整備とか、そういう広い土地を買収するには予算もかかります。けれども、そういうことも、やっぱり、この南種子町の地域おこしのためには必要かと思います。ぜひとも、お願いをいたしたいと思います。

若さと行動力をうたって町長になりました。ぜひ、それを実行できるよう期待して、質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで廣濱正治君の質問を終わります。

—————・—————

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月11日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

—————・—————

散 会 午後 2時25分

令和 2 年第 2 回南種子町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 6 月 11 日

令和２年第２回南種子町議会定例会会議録

令和２年６月１１日（木曜日） 午前１０時開議

１．議事日程（第２号）

- 日程第１ 報告第１号 令和元年度南種子町繰越明許費繰越計算書
- 日程第２ 議案第１７号 南種子町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第３ 議案第１８号 南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第４ 議案第１９号 南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第５ 議案第２０号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定について
- 日程第６ 議案第２１号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第７ 議案第２２号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第８ 議案第２３号 南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第９ 議案第２４号 南種子町地総合整備計画の変更について
- 日程第１０ 議案第２５号 令和２年度南種子町一般会計補正予算（第３号）
- 日程第１１ 議案第２６号 令和２年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）
- 日程第１２ 議案第２７号 令和２年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 日程第１３ 議案第２８号 令和２年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）
- 日程第１４ 議案第２９号 令和２年度南種子町水道事業会計補正予算（第１号）
- 日程第１５ 同意第２号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第１６ 同意第３号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第１７ 同意第４号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第１８ 同意第５号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第１９ 同意第６号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第２０ 同意第７号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第２１ 同意第８号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第２２ 同意第９号 南種子町農業委員会委員の任命について

- 日程第23 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 同意第13号 南種子町農業委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1 番	濱 田 一 徳 君	2 番	福 島 照 男 君
3 番	廣 濱 正 治 君	4 番	河 野 浩 二 君
5 番	名 越 多喜子 君	6 番	柳 田 博 君
7 番	大 崎 照 男 君	8 番	小 園 實 重 君
9 番	塩 釜 俊 朗 君	10 番	広 浜 喜一郎 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 島 崎 憲一郎 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	蘭 田 美 津 子 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
保健福祉課長	濱 田 広 文 君	税 務 課 長	西 村 一 広 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
水 道 課 長	古 市 義 朗 君	保 育 園 長	河 野 美 樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小 西 嘉 秋 君	教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	松 山 砂 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 直 樹 君		

△ 開 会 午前１０時００分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第１ 報告第１号 令和元年度南種子町繰越明許費繰越計算書

○議長（広浜喜一郎君） 日程第１、報告第１号令和元年度南種子町繰越明許費繰越計算書について、当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸。

○総務課長（羽生裕幸君） 報告第１号令和元年度南種子町繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度一般会計予算繰越明許費の繰越額が確定いたしましたので、御報告申し上げます。

繰越計算書をお願いいたします。

今回の繰越明許費は、６件の事業についてであります。

まず、土木費、道路橋梁費の４件については、６月から１０月の出水期を外した工程で発注しておりましたが、周辺耕作者との施工計画調整に日数を費やしたことや、寺川橋については、仮設の迂回路が必要となったことなどから、年度内完了が見込めなかったことによるものです。

次に、教育費２件については、国の補正予算に伴う事業で、交付決定等の遅れにより、年度内完了が見込めなかったことによるものです。

６件の翌年度繰越額の総額は、９,３１９万７,０００円で、財源内訳としまして、未収入特定財源の国庫支出金が、５,５５９万６,０００円、地方債が、２,２３０万円となります。

以上で報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。８番、小園實重君。

○８番（小園實重君） この道路橋梁費の繰越しになる要因については、総務課長から今説明がありましたが、雨期を外して発注という実情があるということは理解をいたしました。それでは、年度内完成のためには、執行できる工面があるのかどうか。どうしても根本的に繰越しで、毎年度このような状態でローテーションしていかなければいけないのか。できれば年度内契約もできて、地元の雇用も図ってという効果があったほうがいいんじゃないかというような思いもしたりするんですが、年度内完成に向けて繰り越さずに、そういった工程が絶対できなかったのかどうか、その方法も何とかすればあり得たという、寺川橋の場所については、代替道路の話

もありましたが、その辺をちょっと突っ込んでお話してください。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） お答えいたします。

今回、明許繰越しの確定に伴って、長谷大浦線の大浦橋、中部高山線の中部橋、片板雨田線の雨田橋、いずれも県河川の管理上にある町の管理橋でございます。

先ほどから申し上げてますように、6月から11月までの雨期を外した工程と。原因は橋梁補修では欠かせない橋梁の上部工の裏側、これの補修をするに当たっては、必ずつり足場等が出てまいります。これに対してももちろん県のほうが、雨水期の許可が出ないということが当然出てまいります。

よって、足場が必要な工事に至っては、雨水期を外した工事となってきますので、当然その時期を外した工期となりますと、工期が十分に取れず、繰越しは避けられないというところがございます。

また、県のほうでは、年間を通した工事発注の平準化も言われていますので、繰越しも年間の平準化、工事発注の件でも可能と。勧めているわけではございませんが、十分それにも値しているということで、繰越しをしているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） それでは、繰越明許費扱いにして実際に施工されるのは、何月から何月が想定されるのですか。雨期との関係、外して、いつからいつが発注時期、標準工期を確保した上での発注時期になるんですか。

それから、教育関係のこのネットワーク、これも補助関係の確定時期がずれ込んできた、遅れてきたという要素が想定されますが、申請がもっと早ければ、年度内に施工が可能だったということも反省されるのかどうか。いや、それは不可抗力なことだったというのか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） お答えいたします。

発注時期に関しては、11月までの雨期時期を外した11月下旬から12月の初旬に工事発注をしております。そこから5月ぐらいまでには、つり足場が必要な箇所は済ませて、雨期を外して、後は上部工、つり足場が必要でないところを施工するというところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 御質問にお答えをいたします。

公立学校の情報通信ネットワーク環境整備事業でございますが、事業の確定が3月でございます。補正予算は12月にお願いをしたところでございますが、年度

内に間に合わないという判断で対応をしたところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これで、報告第1号を終わります。

日程第2 議案第17号 南種子町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第17号南種子町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、議案第17号について御説明申し上げます。

議案第17号は、南種子町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布され、同日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第1条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものでございます。

1ページをお開きください。

まず、附則第10条は、固定資産税等の課税標準の特例の読替規定に「新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例」及び「先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例」の規定を加えるものでございます。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準が軽減される、わがまち特例に関して、新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業が、生産性向上特別措置法に従い取得した先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税について、新たに課される年より3年間の間、課税標準価格をゼロとするものでございます。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定について、適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する手続について、申請書等の訂正の求めに対する手続期間を20日間と定めるものでございます。

2ページをお開きください。

第2条による改正は、第1条で改正する南種子町税条例の一部を改正するもので

ございます。

附則第10条及び第10条の2は、地方税法の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

附則第25条は、町民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法で指定される行事等の入場料、参加料その他対価の払戻しの請求権を放棄した場合に、20万円を上限に、その額を寄附金として支出したものとみなして控除することを定めるものでございます。

3ページをお開きください。

附則第26条は、町民税の所得割の納税義務者が、住宅借入金等特別税額控除の適用について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年12月末までに入居できない場合でも、適用要件を満たす場合については、13年の控除期間を延長された控除を適用することができるということを定めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものですが、第2条の規定については、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 広浜議長、税条例の運用について、関連で質疑をお許してください。

税務課長、固定資産の課税の中で、例として客体を土地とした場合に、登記簿上の住所地と現住所が移転等によって異なった場合、複数の土地を持っている方に同一人物かどうかという特定の確認が至難だという扱いで、実際の課税がなされていない土地があるのかどうか。

謄本の全部事項証明等で、どういう経緯で、現所有者に至っているのかという、前を遡れば、現在の住所地に住む人と同一人物だという納税者だということが確定できる要素というのかな、調査ができないのか、実態をお尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 御質問にお答えいたします。

現在、課税しております名義人と納税義務者の関係でございますけれども、基本的に登記が変更されまして、法務局のほうから変更の通知を頂きまして、その名義人に対して課税をしているというところが基本でございます。

ただ、御承知のとおり、名義がかなり古くて変更されない物件も多数ございます。実数は、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、数的なことは申し上げることはできませんけれども、そういったことで、古い所有者、名義人の方の土地につ

いては、基本的には戸籍をたどって納税義務者に当たるということが基本でございますけれども、表題登記で、住所地の登記もされない土地も中にはございます。そういったものについては、従来から課税されている方を継承して課税している物件もあります。

実際、その名義人から納税義務者にたどり着けなかった物件がどの程度あるかというのは、先ほども申しましたが、実数をただいま持ち合わせておりませんので、お答えは控えさせていただきますけれども、多少なりはあるのかなと。それは古い名義としてあるかなとは思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号南種子町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第18号 南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第18号南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第18号は、南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第18号について説明させていただきます。

改正の内容は、民法の一部を改正する法律により、民法における債権関係等の規定の見直しが行われ、連帯保証に関して限度額の設定が必要となったことから、所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

第6条第1項中第3号の次に、前条第1項第1号の誓約書に基づき、「入居者に代わって負担した額が、限度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項

に規定する限度額をいう。)に達したとき。」の1号を加え、第4号を第5号とし、第6条第1項の次に、「入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届けなければならない。」の1項を加えるものです。

次に、改正条例本文を御覧ください。

附則の施行期日については、公布の日から施行するものです。

以上、説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君）　民法についてお伺いをいたしたいと思います。

第465条の2第1項に規定する限度額に達したとき、というのがありますが、これは確認でございますけれども、この限度額とは債務に関する利息、違約金、それから損害賠償、その他の債務に当たる等についての限度額と、そういうふうなことで理解をするわけですが、そのことについて、この民法の詳しい限度額が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君）　限度額については、民法では限度額を定めなければならないということで、その契約書の中にそれを入れるということになっております。ですので、これについては、国土交通省からの文書によりまして、今回の民法改正の中で、その限度額については、裁判等の事例から12か月が相当分ということで規則に定めるところでありますので、規則については、本条例が通過後に定める予定としております。

○議長（広浜喜一郎君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　異議なしと認めます。したがって、議案第18号南種子町特定職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

. . .

日程第4 議案第19号 南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第19号南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第19号について御説明いたします。

議案第19号は、南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

今回の条例制定は、民法における債権関係等の規定が見直され、連帯保証に関して限度額の設定が必要となったことや、敷金に関する従来の考え方が明文化されたことなどに伴い、関係条例の改正をするものでございます。

この改正は、今年3月第1回定例議会において、提案可決いただきました南種子町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてと同内容であり、議案第19号の南種子町特定公共賃貸住宅管理条例及び、このあと審議される議案第20号の南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の改正も併せて提案すべきでありましたが、県条例等との突き合わせ比較等により、条文中の文言修正等全条項において整理を図ったため、改正箇所が多岐にわたり、これらの改正作業に期間を要したことから、今回の提案となったところでございます。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号南種子町特定公共賃貸住宅管理条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号 南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正
する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第20号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第20号について御説明いたします。

議案第20号は、南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例制定は、議案第19号と同様、民法における債権関係等の規定が見直され、連帯保証に関して限度額の設定が必要となったことや、敷金に関する従来の考え方が明文化されたことなどに伴い、改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は、公布日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園 實重君。

○8番（小園 實重君） やばなことかもしれませんが、確認させてください。

附則のその公布の日から施行という、公布の日というのは、本日議決されれば、本日ということになるのでしょうか。取扱いについてお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 御質問にお答えいたします。

議員の申したとおりでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありますか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 初歩的なことをちょっとお伺いしますけども、南種子町特定公共賃貸住宅と一般住宅の違いをちょっと教えていただきたいなと。

このことについて、条例については、先般定例会で陳情も上がったということ、議決を頂いて今に至っているわけですけども、これを全部を改正するという内容については十分掌握していますけども、この違いについてをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 一般住宅でございますが、簡潔に申し上げますと、南種子町独自の住宅条例でございますが、以前あった教員住宅が一般住宅へ用途変更された分とか、町営住宅であったものが改修等々され、一般住宅への用途変更されたも

の、新たに新築でされたものが一般住宅でございます。

特定公共賃貸住宅は、簡潔に申し上げますと、中堅所得者向けの住宅となっております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号南種子町一般住宅の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第6 議案第21号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第21号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第21号について御説明申し上げます。

議案第21号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した者、または、発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者に係る傷病手当を支給するために改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

附則を第1条として同条の次に3条を加えるものです。

第2条は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給することを定めるものでございます。

第2項では、傷病手当金の額について定めるものでございます。

第3項は、支給期間について定めるものでございます。

第3条及び第4条は、傷病手当金と給与等との調整について定めるものでございます。

附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第22号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第22号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案第22号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の内容は、消費税を活用して低所得者の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部を実施し、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、さらなる軽減強化を行っているところであり、令和2年4月から消費税率10%引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うこととなるため、令和2年度分の保険料をさらに軽減するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

附則の第4条第1項については、平成31年度から令和2年度の特例を、平成31年度のみの特例保険料とし、改めるものです。

附則の第4条第2項については、令和2年度における保険料率の特例として、第1段階を1万7,700円に、第2段階を2万9,400円に、第3段階を4万1,200円に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第23号南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第23号について御説明いたします。

議案第23号は、南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、令和2年4月17日、広域連合条例の改正が行われ、被保険者等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に、傷病手当金の支給に係る申請書等の事務を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をお開きください。

第2条第2項として、広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加し、これまでの第2項から第8項をそれぞれ1項ずつずらし、第3項から第9項とするものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条第2項から第8項までの規定は、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 本町の後期高齢者医療に関する条例の一部を提案されたわけがありますけれども、本町において行う事務の中で、第2条の2の支給に関わる申請書の提出の業務が増えたということであります。

この事務量としては、先ほど課長が申しましたように、ウイルス対策による事務量の追加だと。このように説明がなされたわけであります。

したがって、これが可決をしますと、遡って1月1日からの運用となるということではありますが、現在、コロナにかかる方もいなくて、申請者もゼロであると、そういうふうなことで認識をしているところでありますが、この申請の受付について、どのような方が申請ができるのかというのが第1点と、申請書の提出の受付はどこの係がするのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 申請ですけれども、基本的には本人がされることになります。病院で申請書に記入をしていただく項目もあります。

それから、受け付けるところについては、保健福祉課で受け付けることになります。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 保健福祉課で受け付けるということではありますが、保健福祉課の全部の係が受付の事務に当たっていただくと。そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 担当する部署としては、健康保健係ですので、係的にはそうなりますが、やはり、不在のときもございますので、全ての課員で対応をしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号南種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

—————・—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 小園實重君。

○8番（小園實重君） 議長をお願いをいたします。

議決をしてきた議案の第19号並びに20号については、改正箇所が多岐にわたるといことで、全部改正条例提案になったわけですが、最後に規則への委任がありますよね。執行条項としては規則を定めているわけですが、全部改正のことから町民に、町民からいろいろと問われたときに、議員も詳細を掌握しておく必要があると思うので、ぜひ議員に、この2つの条例の規則の配付をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの動議については、後もって提出していただくようお願いをいたします。

—————・—————・—————

日程第9 議案第24号 南種子辺地総合整備計画の変更について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第24号南種子辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第24号について御説明申し上げます。

議案第24号は、南種子辺地総合整備計画の一部を変更するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画変更に当たっては、法第3条第4項において、議会提案前に県知事との事前協議が義務付けられておりますので、今回の計画変更については、既に県の承認を受けている内容でございます。

それでは、計画書の1枚目をお開きください。

1、辺地の概要について、変更はございません。

2、公共的施設の整備を必要とする事情の（２）の電気通信施設について、デジタル化に伴う防災行政無線施設の整備を図る必要があることから、今回、新規で文言を追加するものであります。

そのほかの項目については、文言等の変更はございません。

次に、計画書の３枚目をお開きください。

3、公共的施設の整備計画であります、令和元年度から令和５年度までの５か年計画でありまして、辺地対策事業債の活用を予定する事業の計画となっており、表内括弧書きが変更後の数値となります。

先ほど説明いたしました電気通信施設について、新規で追加となっております。

そのほかは、今後の事業見込みにより変更するものであります。

変更後の合計数値は、事業費で39億9,970万8,000円、うち、特定財源を23億4,997万4,000円、一般財源を16億4,973万4,000円とし、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を16億4,820万円としたところであります。

後ろから２枚目の年次計画表については参考資料となりますので、お目通しを願いたいと思いますが、それぞれの数値が変更となっているのは、今年度の予算編成など、全体的な事業調整の結果、今後の事業見込みによるものでございます。

以上、説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号南種子辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 令和２年度南種子町一般会計補正予算（第３号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第25号令和２年度南種子町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第25号令和２年度南種子町一般会計補正予算（第

3号)について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。

表紙をお開きください。今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ8,731万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,073万7,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の地方債補正については、変更2件であります。過疎対策事業については、農地環境整備事業(河内浦)ほか2件の減額と中南衛生広域斎苑火葬場増改築事業の追加に伴うもので、限度額を3億4,300万円とするものでございます。

辺地対策事業については、県地域振興事業特別枠の不採択によるH3ロケット実機展示事業の減額、堂中野線道路改良事業ほか2件を減額し、限度額を1億7,710万円とするものでございます。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しを願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて御説明いたします。

今回の補正内容としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による各種会議・大会の中止に伴う減額、国庫補助事業の内示に伴うものや県地域振興事業の不採択に伴う各事業の減額、火葬場増改築に伴う中南衛生管理組合への負担金の追加が主なものでございます。

また、人件費については、職員の人事異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

4ページから5ページ、企画費については、全国離島中学生野球大会の中止に伴う負担金の減額、種子島路線バス運行補助金の減額が主なもので、45万9,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、宇宙のまちづくり推進費については、県地域振興事業の活用を予定していた宇宙・観光コラボレーション事業補助金の減額によるもので、270万円を減額するものでございます。

次に、同ページ、ふるさと創生事業費については、地域おこし協力隊企業支援補助金が主なもので、108万円を増額するものであります。

次に、6ページ、H3ロケット実機展示事業費については、県地域振興事業の特別枠の不採択によるもので、全額の1億3,000万円を減額するものであります。

次に、8ページ、老人福祉費については、町シルバー人材センター補助金が主な

もので、338万円を増額するものであります。

次に、10ページ、清掃総務費については、火葬場増改築に伴う中南衛生管理組合負担金が主なもので、1億4,748万1,000円を増額するものであります。

次に、11ページ、農地費については、多面的支払交付金が主なもので、123万7,000円を増額するものでございます。

次に、12ページ、農道維持管理費については、農道維持補修工事（農道本村2号線）の執行残に伴うもので、112万9,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、農業農村環境整備費については、農業用施設等環境整備工事（本村地区用水路土砂溜設置）が主なもので、145万3,000円を増額するものでございます。

次に13ページ、林業振興費については、特用林産物の魅力ある産地づくり事業補助金が主なもので、163万8,000円を増額するものであります。

次に同ページ、観光費については、J P S Aサーフィン大会の中止に伴う減額、県地域振興事業の活用を予定していた地域食材P R事業補助金の減額が主なもので、1,198万1,000円を減額するものでございます。

次に14ページ、土木総務費については、島間港しゅんせつに伴う県単事業負担金が主なもので、1,383万8,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから15ページ、道路建設単独事業費を除く堂中野線道路改良事業費から焼野田代線第二田代橋補修事業費については、国庫補助内示に伴う事業費調整を行い、それぞれ補正するものでございます。

1ページお戻りいただきまして、14ページ、道路建設単独事業費については、平野下西目線ほか5路線の道路維持補修工事執行残に伴うもので、217万7,000円を減額するものでございます。

次に、16ページ、非常備消防費については、町及び熊毛郡の消防操法大会中止に伴う消防団員費用弁償が主なもので、299万1,000円を減額するものでございます。

次に、18ページから19ページ、埋蔵文化財費については、経営体育成基盤整備事業、荃永地区における野木田遺跡の確認調査関連経費に伴うもので、170万3,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、保健体育総務費については、県民熊毛地区大会中止に伴う補助金の減額が主なもので、216万3,000円を減額するものでございます。

次に、20ページ、繰出金については、介護保険特別会計への繰出金が主なもので、394万4,000円を増額するものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。

1 ページをお開きください。

まず国庫支出金については、社会資本整備総合交付金1,361万6,000円、防災・安全社会資本整備交付金2,667万6,000円の減額が主なものでございます。

次に、同ページから2ページ、県支出金については、総務費補助金の地域振興事業補助金1億11万8,000円の減額が主なものでございます。

次に、同ページ、繰入金については、歳出の大幅な減額に伴い、財政調整基金への1,089万円を繰り戻すものでございます。

次に、3ページ、諸収入については、県市町村振興協会市町村交付金303万7,000円の増額が主なものでございます。

最後に、同ページ、町債については、国庫補助額の内示や県地域振興事業の不採択、中南広域斎苑火葬場増改築など各事業における財源調整に伴い、それぞれ補正するもので、6,510万円を増額するものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は款別に行います。

まず、歳出から。

款の1 議会費、4 ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君）　款の2 総務費、4 ページから7 ページ、質疑はありませんか。
9 番、塩釜俊朗君。

○9 番（塩釜俊朗君）　職員採用面接官派遣業務委託、これについては、職員採用の透明化を図ると、そういう意味からも必要ではないかと思ったわけですが、この面接官の職種、どういう人を面接官とするのか。それと、この方は島外の方なのか。まず、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君）　職員採用面接官の派遣事業委託については、これは昨年から実施をしておりますが、島外の方を考えております。対象者については、県に相談をしたり、市町村課に相談をしながら、人材を推薦といいますか、紹介いただきながら吟味して進めていくということですので、詳細については、まだ決定しておりません。

○議長（広浜喜一郎君）　9 番、塩釜俊朗君。

○9 番（塩釜俊朗君）　これについては、職員採用だけか、それとも会計年度任用職員、

これも面接官が面接をして提言をすると、そういうような形になるんですか。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 現在は17条職員の正規職員ということで考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 総務費、ほかにありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長から、さきに全協で申入れもあつて説明をいただきましたが、中身についてはH3ロケットの実機展示事業に関して質疑をいたします。

今回、県の不採択により委託費等の設計業務なりを減額という補正でありますけれども、県のほうで不採択となった要因としては、新型コロナウイルス対策財源調達も大きな要素だろうと思いますが、ほかにはどういったことがあるのか。また、県から説明等があった主な要素について伺いたいと思います。

加えて、本事業はロケット射場を2つ抱える本県として、県側としてはどれほどの意気込みなのか。本県以外に実機展示をするとしたら、オンリーワンというか、町長も口にされておりましたが、そういう県の特長性があるわけです。こういったポテンシャルを県が生かして活用していく振興のためにも、是が非でも重要な事業だと思うのですが、県の意気込みをどう感じていらっしゃるのか。今後、採択に向けてのフローチャートはどう予想されるのか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

昨日の一般質問の中においても、概略説明を申し上げましたが、全協の中においても私が説明をいたしましたとおり、この特別枠を活用して、種子島のさらなる誘客促進を図ることが目的で、これまで計画をしてきたところであります。

本日の南日本の新聞にも報道されておりますけれども、これまでも申し上げましたとおり、鹿児島県においては、地域振興推進事業特別枠の予算化を全て新型コロナウイルスの感染症対策に充てると、そういう理由でありましたので、非常に残念ではございますけれども、今年度の本事業の実施については、断念せざるを得ない状況になったということで、私もコメントいたしているところであります。

詳細なことを申しますと、4月22日に県から電話にて不採択という通知がありました。その後、熊毛支庁のほうからも御連絡がありましたけれども、正確な、令和2年度地域振興推進事業特別枠で実施できない理由といたしましては、令和2年5月1日熊毛支庁総務企画課のほうからですけれども、文書にて私どもに示されたところであります。その中に実施できない理由について書かれてありますが、ここで申し上げますけれども、例年、市町村から事業要望を振興局、支庁を通じて、県庁企画部に提出され、3月下旬ごろに企画部での検討を経て事業承認がされてきて

いるということでございます。しかしながら、3月に入ってから、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に深刻化し、本県においても国の緊急対策に連動した対策を展開する状況となり、今後もあらゆる財源を活用しながら、切れ目なく各般の施策を実施する必要性が生じている。このようなことから、今年度の地域振興推進事業特別枠の予算については、やむを得ず、コロナ関連施策の財源として活用する方針であり、特別枠については令和2年度事業承認を見送ることとなったということが示されたわけであります。

これが文書で示されたのは5月1日であります。その中で、今後の事業実施に向けた考え方、そしてまた、これまで私どもが昨年10月1日に地域政策課に話を持っていき、そして11月から熊毛支庁と具体的な計画を詰めてまいりましたので、そのことについても、4月、5月の通知によって、上までその話に通じていないところで、私はこのことについて、県の本気度というか、それについても申し上げたところであります。

そして、昨日の質問でもお答えをいたしました、県の地域振興推進事業そのものが白紙の状態ということで、現在についてはそういう状態であるので、現時点で準備委員会を設置する考えは今のところはないということも申し上げました。これは、今後の事業実施に向けた考え方の案というのが、このときに同時に示されまして、いろんな国庫の事業であったり、代替案でいろんなものも示されましたが、それによりますと、ほとんどが2分の1の補助事業でありますので、財源を本町が、また上乗せをして出さなければならないという状況で、そういった形ではやれないということを私は申し上げてまいりました。

そしてまた、これまで県にいろいろ話をしながら、そして、あるところからは出てきている申請の中でも、やはりこれは一番の目玉だというふうなことも情報として入っておりますけれども、なぜかこういう形になりましたので、今後においても、これは南種子町だけの事業実施をする、そういう事業ではないということは県にも伝えております。なぜかと申しますと、これは先ほど議員からもありましたけれども、やはり鹿児島県、全国でもオンリーワンの施設でありますから、そしてまた、本町も協力会がございますけれども、種子島の促進協、そして県の促進協においても、県知事も会長をされておりますので、ここはやはり県も一体となってやるべく事業ではないかということは申し上げたところであります。

しかしながら、今後の考え方の中でいろんな案も示されましたが、ここに令和3年度の地域振興推進事業特別枠についても、現時点で承認される確約はできないがということを示されましたので、私としては、現状、そういう県からの答弁しか受けておりませんので、そういうことであれば、今、私がそれを超えて答弁をする

ということは、なかなか申し上げにくいということでもあります。

ただ、本日の報道でもありますけれども、JAXA側にも本町のほうで活用もらいたいという思いもありまして、話は伺っております。しかし、昨日の取材でも申し上げましたが、県の協力なしにこういう大きな事業な無理だということも申しております、何とかそういう方向で行けるものであれば、再度、しきり直して、我々もしっかりとまた考えていかなければならないと、そういうふうに思っているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 次年度、令和3年度の予算化について、触れることは、今時期尚早みたいな、質の問題であるという認識でございますが、町長としては3年度に向けて再チャレンジをしていくということについては不変なわけでしょう。そういうふうに理解してよろしいですか。お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 新聞社のほうにも、そういうことで私の気持ちは伝えております。しかしながら、先ほどから申し上げましたとおり、これはやはり県の意向というものが、今、なかなかつかめませんので、そこについては、そういう方向で進むことを私も願っておりますし、そういう形になればいいというのは皆さん同じではないかなというふうに思っております。今後、いろんな形で、いろんなところからうわさというか、そういうような話は私にも伝わってきますけれども、確たる方向性というのが全然見えておりませんので、ここについてはそういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務費、ほかにありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 種子島路線バスの補助金が減額になっているのですが、この経緯について説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、昨年度まで大和バスさんのほうで運行をしていましたけれども、和人組さんのほうに事業の移行がなされております。その関係で、昨年度までは四半期ごとに実績をいただきまして、それに対して支払いをしていましたけれども、今年度につきましては、和人組さんのほうの1年間の実績を踏まえて、その結果において支払いをするということで確認をしておりまして、今年度の分については減額をしたということになります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに総務費で質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3、民生費、7ページから9ページ、質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の4、衛生費、9ページから10ページ、質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 私、中南衛生の議員であるんですけども、この清掃総務費の中の火葬場改築についての1億4,800万円、この金額については、全工程が終了する総額の金額をお願いされたのか、お伺いしたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 今回、予算で計上している分は、令和2年度建設費3億3,720万9,000円に対する南種子町の負担分について計上している分であります。なお、均等割3割、人口割7割ということで算出した額であります。

○議長（広浜喜一郎君） 衛生費、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の6、農林水産業費、10ページから13ページ、質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） この補正を見ておりまして、農林水産業の経費の中に鳥獣被害、中種子町は鳥獣被害の経費も組んで補助金も出しておるようでございます。特に鹿なんですけれども、鹿のネット等の補助をしているということを伺っておりました。本町では、当初から鹿のネットについて、また鳥獣被害についての補助というのは全く計上されていないようでございます。町長は鹿の被害はなくなっているものだと認識しているのか、町長の考えと総合農政課長の答弁をお伺いしたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 南種子町の鳥獣被害関係であります。南種子町鳥獣被害対策協議会という協議会を立ち上げまして、ここで対策を行っているところであります。

鹿ネット等の補助については、国・県の補助事業を活用した形で対策を取ってきたところではありますが、県の補助事業が平成30年度までで、令和元年度については、町単独で鳥獣被害協議会に負担金を出して対策を取ってきたところでもあります。

令和2年度の対策としては、どうしても中種子町境の島間、長谷、平山、この地区を重点的に、くくりわな対策で捕獲者に十分対策を取ってもらおうということで、今、県のほうにも鹿ネットの補助事業関係ができないかということで要望しているところですが、今、できていないところであります。

町の単独部分については、状況に応じて一部ですが、鹿ネットをかなりひどいところについては応急的に、町の鳥獣対策協議会にある予備費から、今、対策を取っているような状況で、本年度の部分については、捕獲者をいかに確保して、その方が的確に捕獲をしていくという形で、今、言われた質問についての鹿ネット関係については以上のような内容であります。

○議長（広浜喜一郎君） 柳田 博君。

○6番（柳田 博君） それなりの対策はしていただいているということなんですけれども、実際、島間かいわいでは甘しょを作付して、もう食われている人が何人もいます。雨の被害、それから鹿に食われた被害、食害ということで、農家は非常に困惑しているので、中種子町は町単独でやったのかは分かりませんが、町長、南種子町もどうか、そういうふうな被害のひどいところに何らかの対策を取っていただきたいなというふうに思うんですが、町長の考えをお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

今の状況について、私も詳細を把握してございませんでしたので、担当課長のほうからもしっかり事情を把握させていただいて、そしてまた、そういう農家さんの事情もあれば、そこは今後しっかりと検討して対策を取っていききたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 農林水産業費、ほかにありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 柳田議員の質疑に関連してでありますけれども、総合農政課長、鳥獣被害の中で特に鹿被害については、その生息密度が高まっていると把握をされているわけでしょう。であるとすれば、なぜ、十分フォローできる対策費が組めなかったのか。県に補助金なりを要望中とはいえ、現状、対応が図られていないという、不安というか疑問を感じるわけだけど、コメントを願います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 鳥獣被害の鹿の生息状況であります。中身的には要因はいろいろ考えられるんですが、ここ10年間の間でかなり生息域が広くなりまして、本町の捕獲頭数から見ますと、3年前から年間24頭、一昨年度も48頭、昨年も50頭前後ということで、今年も4月、5月でかなり雄鹿の捕獲、最近では雌鹿の捕獲ということで、時期的になってきているんですが、鹿捕獲対策ですが、ここについては国も県も、鹿ネット関係、町の単独についても、昨年、今年ということで捕獲対策のお金を増額してもらいまして、対策を取ってきております。国の捕獲関係で1頭当たり7,000円の補助、町の単独の有害駆除関係で8,000円、それと鳥獣害の協議会から5,000円ということで、成獣の鹿1頭当たり2万円ということで、中種

子町、西之表市からしますと、1頭当たり5,000円高で、とにかく捕獲頭数を多くして生息頭数を少なくしていこうという取り組みをしてきております。

ネットの部分の耕種農家の対策関係については、要望が少ないのではないかと思います。う形ではあるのですが、県のほうにも鳥獣関係の対策、種子島全体と屋久島まで含めて要望をしているところですが、県のほうは国のほうの大きな事業を活用した形で対策を取りなさいということで、中種子町、西之表市は、その事業に向けた取り組みをしているところですが、南種子町の場合には生息頭数も増えてきているところですが、現況で捕獲頭数50頭、西之表市が今、2,000頭を超えるという現状です。捕獲関係については、力を入れた形で、今後、対策を取っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 羽生課長、鹿の被害対策でネット設置事業があるわけですが、それを導入するに当たっての農家側の自己負担、希望数が少ないようなお話をされたと思いますが、多角にわたって農家側が負担が大変だと言われているのか、その辺は10アールあたりに換算すると幾らぐらいの費用になるのか。補助金も含めて確立すれば、どれぐらいの補助率で農家側の自己負担がどれぐらいになってという試算になるんですか。お尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 平成30年度の県の事業で活用させてもらったときのネットについては1 m20cmから1 m50cmのネットであったんですが、それと、それを立てる支柱が補助対象になります。10アール当たりで高いところは5万円から6万円かかって、そのうちの3分の1が受益者負担の部分という形で、平成30年度は、ネットと支柱代で1万円から2万円の負担という形であります。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 捕獲をされている方にも、私も圃場で会うんですけれども、鹿も同じところでは何回もかからないということで、かなり移設をして歩いているようでございます。捕獲もされているということで、労をねぎらっていたところもあったんですけれども、やはり鹿も生き物ですから、同じところにはかからないというような状況であります。

今、補助事業のことが出ましたけれども、中種子町の事業所で買うと、3万円ほどかかったそうです。補助も全くないということで3万ちょっとかかったということであるようでございます。補助があれば1万ちょっと程度で農家が手に入るのかな、安易にネットも設置できるのかなとも思う次第でございます。

そういうようなところで、ぜひそういった事業も導入してやっていただきたいな

と思うんですけれども、もう1点、聞くところによると、雄鹿は捕獲するなというふうな指示があるというふうに伺っております。本当にそうなのか。雄鹿を捕らなければ、いつまでたっても繁殖があるわけですから、頭数は減っていかない。南種子町も相当の頭数、群れの数があるというふうに伺っております。見たわけではないですから、そこら辺は正確な数値じゃないかもしれませんが、雄鹿は捕るなという指示が行っているのかどうか、お伺いしたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 雄鹿を捕るなということは、ここの連絡協議会とか、広域捕獲の段階では一切ありません。

○議長（広浜喜一郎君） 農林水産業費、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の7、商工費、13ページ、質疑はありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 第41回ロケット祭が中止になったようでございます。当初予算で650万円組んでいるようでございますが、本日の補正予算書に減額が出ておりませんが、この理由を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、祭りに代わる何かイベント等を、今後、慎重に、コロナの状況にもよりますけれども、検討をしていくということでありますので、そちらに使用する予算として減額はしていないというところになります。

○議長（広浜喜一郎君） 4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 一旦減額をして、また新たに補正で組むという方法はどうなんでしょうか。650万円、全部、新たなイベントに使うのかどうか。要するに、何かイベントをするということであっても、3密は避けられないと思うんです。その辺、どのように考えているのか教えてください。1回減額補正をするべきだと思います。そして新たに組むというのが私は正しいやり方だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 今、おっしゃるとおり、一旦減額ということですが、最終的にロケット祭の主催者会議で中止を決定したのは6月2日の会議でありましたので、今回の予算には間に合わなかったということもありまして、減額をしていないというところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 商工費、ほかにありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 若干、河野議員の関連だとは思いますが、全国的、鹿児島県

においてもいろんなイベントが中止となっております。これもコロナの影響というふうなことでありますけれども、何か寂しいような感じがするわけではありますが、サーフィン大会、種子島宇宙芸術祭実行委員会、地域食材PR事業、これについては全部中止というふうなことでの減額か。それとも、今後、復活の様相があるので、まだ予算を残しているのかどうか。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） まず、負担金でありますサーフィン大会であります、こちらは中種子町が事務局で実施をしておりますが、こちらについては、今年度の大会は中止ということでの減額になります。補助金の宇宙芸術祭実行委員会への補助金ですが、こちらについては文化庁のほうに補助事業の申請をして、決定が来ておりまして、補助金が減額をされておりますので、それに伴う減ということになります。あと、南種子町の地域食材等PR事業ですが、こちらは地域振興推進事業の一般枠の分でありまして、こちらの地域振興局熊毛支所のほうで採択をする事業になっておりますが、こちらについてもコロナの関係でソフト事業等については補助金がゼロということになっておりますので、今年度、この事業は実施できないということで全額減額しているということになります。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ロケット祭りが中止というふうな観点から、しかし要素としてはまだ何かできるのではないかと、そういうふうなニュアンスもありながら、今回はいろんな実行委員会の中での日程が遅くなったと。そういうことでの予算を減したかった理由というふうなことで理解をするわけでありますけれども、いろんな市町村のいろんな情報等を見れば、例えばロケット祭は完全な中止、そういうことでありますけれども、何らかの形で予算を残すとなれば、無観客の花火大会とか、元気が出る町として、そういうふうなことも検討してもいいのではないかと、私は思ったわけでありますけれども、この件について、そういう発想とか考え方はないのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

主催者会議の中でいろんな意見が出ました。そして商工業者を中心にやるべきではないかという意見もかなりあったようでございます。しかしながら、今、全国的に鹿児島県内、そしてまた大島も含めて、今回の夏の祭りについては中止をしているところがかかなり多く出てきてございます。私どもの町の祭りについても、1万3,000人が前之峯のほうに昨年も来られましたので、それだけの人数を集めて、そしてまた出店の周りでも人が多くて歩けないような状態を作るということは、今

の時期においては余りにも危険過ぎるのではないかと、そういう御意見が出まして、今回の祭りについては、全国や県内のあらゆる自治体の動向も踏まえて中止をするべきじゃないかという御意見があつて、こういう決定になったということでございます。

ただし、そういう祭りについては、一応、中止ということになりましたけれども、議員からもありますように、御意見の中にも何とかこれに代わるような形のイベントが何か考えられないものかどうかという御意見がありまして、そのことについては今後のコロナの収束する状況を見ながら、また、無観客という話もありましたけれども、たくさん人を寄せない形で、そういう在り方ができないのか、花火のことについてもいろいろ話がありましたけれども、そういうものを含めて、今後、検討をして、また協議をしていただけないものかというふうな考えでございまして、そこについては、今の現状では祭りを中止して、今後については今のところ案としては持っておりませんが、そういうことを今後検討していきたいというふうなことでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 商工費について、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の8、土木費、14ページから16ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の9、消防費、16ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の10、教育費、16ページから20ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の12、公債費、20ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の13、諸支出金、20ページから21ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入、款の11、分担金及び負担金から款の20町債まで一括して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 全般でございますが、現状の職員の数と任用職員の数、昨年対比の増減率、それから公社の雇員人数が分かれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 資料を今持ち合わせておりませんので、後程、報告をしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに全般にわたり質疑はありませんか。4番、河野浩二君。

○4番（河野浩二君） 新型コロナウイルスと戦っている方がたくさんおられます。また、全町民がそれに向かって懸命に予防をしているというようなことも伺っております。ただ、私が一番心配しているのは、医療従事者、それから医療現場で働いている方、例えば消防組合や救急隊もそうです。非常に難儀をされているというふうに伺っております。公立病院も、今、ドクターが1名だけしかおりません。相当大変な激務だと思います。また、看護師さんも普段と違って、相当神経質になってお仕事をなさっていると思うんです。私が思うに、今、国からいただいた給付金については、補正額が7,126万円で、国が6,324万円、当町の財政調整基金から801万6,000円が支出されていると思います。財政上、大変逼迫しているというのは、十分存じ上げておりますが、どうか公立種子島病院の職員、全て合わせて81名、それから消防16名、できれば内村先生やら小原先生やら、当町で働いている方です。あと産婦人科組合というのがございます。産婦人科組合の人数は調べてこなかったんですが、そういう方々に、ぜひ1万円で結構ですので、ドクターも看護師もみんな一緒に、そういう給付金が考えられないのかどうか、町長にお伺いしたいと思っています。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

ただいまありました、国の2次補正の情報等につきましては、報道等によりまして私も承知をしているところでございます。この新型コロナ慰労金という、そういう情報でございますけれども、そういったことも含めて、あらゆる支援策については、現在、情報収集をしながら、今後のことを協議をしているところでございます。

ただ、町といたしましては、医療従事者慰労金交付事業につきましては、現在、国会内で審議中の案件であります。そういったことで、現状としては情報はいろいろ流れておりますけれども、確たる支給金額や詳細な事項については、まだ不確定でありますので、国会もしばらくしたら通過すると思いますけれども、その通過後に、そしてまた次の2次の配分通知等も踏まえて、私どもは改めて協議検討をしていかなければならないというふうに思っております。

1 次の臨時交付金の補正同様に、職員からも、また 2 次においても、いろいろ御意見もいただきながら、そういったものも取りまとめて、そしてまた支援体制が遅れることのないように、産婦人科については、また 1 市 2 町の関係もございまして、協議検討をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 4 番、河野浩二君。

○4 番（河野浩二君） 説明、よく分かりました。ただ、今、ドクターを探したり、看護師さんを募集したりしても、なかなか思うようにいかないのが現状だと思います。公立病院は南種子町、中種子町で運営をされておりますが、公立種子島病院はこんなふうにして島民から守られているよ、感謝されているよというような、そういう空気、それがあれば、また先生方、看護師さんの心象も違ってくるのではないかと思います。ぜひ、国会審議があるということでございすけれども、早急に検討していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 6 番、柳田 博君。

○6 番（柳田 博君） 補正の予算の中で関連があると思いますが、まちづくり公社、町民から苦情を二、三、聞いたわけです。というのが、町内にある公衆トイレがまちづくり公社に委託をされ、清掃をやっているという話を伺っています。しかしながら、内容を聞いてみれば、公社からまた委託をされているというふうな話を伺ったところであります。そこら辺は、内容が十分分かっていないんですけれども、トイレの掃除が非常に悪いというふうに伺ったところです。トイレに入っても臭いというふうな話を伺っておるんですけれども、行政は何か聞いておられないか、お伺いしたいなと。というのも、委託金とか、そこら辺が変わってきたのかなというふうに思うところでもあるんですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 公衆トイレの清掃については、業者委託ということで、まちづくり公社ではなくて町のほうから委託しているというような状態で、週 2 回ということで委託しているところでございます。悪臭ということについては、利用頻度がたまたまそのときに多かったとかいうのもあるんですが、その旨については、先般、業者にもそういうお話をさせていただいて、利用時期、そういうのも含めて、行事が終わったらすぐしていただくとか、そういう方向で努めていきたいと、このように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに全般にわたり質疑はありませんか。4 番、河野浩二君。

○4 番（河野浩二君） ちょっと稚拙な質問で、大変恐縮でございますが、実は、今日、本当は止めてはいけないんでしょうけれども、役場の正面玄関の駐車場に車を止めております。私は若いころから役場に出入りをしておりましたので、注意喚起が足

りなかったです。つまり、いつの間にか、左と右に分かれているんです。私は、もう昔から、そこは自由に出入りができると思って、ちょっと急いでいたものですから、右側から入ってしまったんです。そうしたら、えらい町民から怒られまして、それは私の注意が足りなかったんですけれども、注意をすれば、誰でもちゃんとするんでしょうけど、そのことを防災無線等でしていただければなど。あそこは右側通行、左側通行がありますよということをお願いができないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 補正予算とは関係ありませんけど、関連として総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今、すぐ場所がどの辺かはっきり分からないので、終わりますから現場も確認しながら検討させていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 全般にわたり質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第26号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第26号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、1枚目をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ297万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億956万1,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の 1 ページをお願いいたします。

款の 6、県支出金につきましては、傷病手当分として11万2,000円を追加するものでございます。

款の10、繰入金につきましては、職員給与費等分として628万1,000円の減額と保健事業分として319万3,000円増額するものでございます。

次に、歳出 2 ページをお願いします。

款の 1、総務費でございますが、給与等人件費に係るもので624万1,000円の減額及び運営協議会を书面決議で行うこととなったため、5万3,000円を減額するものでございます。

款の 2、保険給付費でございますが、傷病手当金11万3,000円増額するものでございます。

款の 6、保健事業費でございますが、会計年度職員の報酬・給料・職員手当・社会保険料の補正及び旅費の減額補正が主なものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和 2 年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第12 議案第27号 令和 2 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第27号令和 2 年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第27号令和 2 年度南種子町介護保険特別会計補正

予算（第1号）について御説明いたします。

1 枚目をお願いいたします。

今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ277万円を追加し、予算の総額を6億9,581万7,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、地域支援事業費の補正及び低所得者保険料軽減に伴い、それぞれ補正するものでございます。

款の10繰入金、一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の増額に伴うもの、低所得者の保険料軽減強化に係る増額に伴うもの、地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって増額するものでございます。

介護保険基金繰入金につきましては、一般会計繰入金の増に伴い、歳入歳出の差額421万6,000円を基金に繰り戻すものでございます。

次に、歳出の2ページをお願いします。

款の1、総務費につきましては、給料、職員手当等、共済費に係る共済組合負担金、退職手当組合負担金の増額が補正の内容でございます。

款の5、地域支援事業費につきましては、介護予防把握事業、会計年度任用職員の報酬の増額と認知症総合支援事業の普通旅費及び負担金の減額が主な補正の内容でございます。

款の8、諸支出金については、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴い、国・支払基金・県への返納金が生じるため、償還金118万6,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第28号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第28号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1枚目をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,704万2,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いします。

款の4、繰入金でございますが、事務費等繰入金を6万6,000円増額するものでございます。

次に、歳出、2ページをお願いします。

款の1総務費でございますが、旅費の減額、通信運搬費の増額に伴い、6万6,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議案第29号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を認めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） それでは、議案第29号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書に基づいて御説明いたします。

予算書1ページをお開き下さい。

第2条の予定量の主要な建設改良事業について、予算額は変更ございませんが、それぞれの事業の予定額を組み替え、新たに西部小田地区配水管敷設工事を追加するものです。

詳細については、2ページの予算事項別明細書をお開きください。

堂中野線配水管移設につきましては、道路改良工事延長の減に伴い、予算額を101万6,000円減額し、恵美之江線配水管敷設につきましては、単価の更正に伴い、予算額を29万6,000円増額するものでございます。長谷地区高架水槽解体工事につきましては、請負契約に伴い予算額を61万円減額し、西部小田地区配水管敷設工事を新たに133万円追加するものでございます。

第4条の資本的支出の工事請負費の節内での予算の組替えを行い、新たに西部小田地区配水管敷設工事を追加し、事業内容の変更及び追加に伴う補正予算の内容となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 御提案の資本的収入・支出ではなく、関連質疑になります。議長、よろしくお願いします。

先に、新型コロナウイルス対策として、世帯当たり基本料の600円、これは3カ月分減免をするということで可決をいたしました。水道会計においては、その収益が補正には出てきませんが、一般会計でフォローする予算になっていたのか、その辺がちょっと。一般会計でコロナ対策の事業で基本料を減免することとなったことへの補正の必要性とか、予算の確保対策とかはどうなったのか、教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。全体的に一次補正の関係で、財政等を調整の上、水道のほうでは今のところはないと。あとは総務課長になります。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今、水道課長から報告がございましたように、現行予算の繰り出しの中で見ておりまして、後日、予算の中で繰り出しという形に持っていくということになります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時00分とします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時56分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、同意第2号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、同意第2号について御説明申し上げます。

同意第2号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之3815番地1、氏名は、砂坂浩一郎、昭和32年7月15日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、砂坂浩一郎氏を適任者と認め、任命するため同意を求めるものでございます。御同意方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員

7 番 大崎照男議員
9 番 塩釜俊朗議員

8 番 小園實重議員

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 2 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第16 同意第3号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、同意第3号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第3号について御説明申し上げます。

同意第3号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上3148番地1、氏名は、中之藺堅二郎、昭和36年4月22日生まれてございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、中之藺堅二郎氏を適任者と認め、任命するため同意を求めるものでございます。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票、有効投票のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第3号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第17 同意第4号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、同意第4号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第4号について御説明申し上げます。

同意第4号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町島間2998番地1、氏名は、久保田力雄、昭和32年12月15日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、久保田力雄氏を適任者と認め、任命するため同意を求めるものでございます。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 7 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 4 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第18 同意第 5 号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第18、同意第 5 号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第 5 号について御説明申し上げます。

同意第 5 号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでご

ざいます。

住所は、南種子町島間3228番地24、氏名は、古市道則、昭和24年2月20日生まれてございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、古市道則氏を適任者と認め、任命するため同意を求めるものでございます。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番 濱田一徳議員

2 番 福島照男議員

3 番 廣濱正治議員

4 番 河野浩二議員

5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 5 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第19 同意第 6 号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第19、同意第 6 号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第 6 号について御説明申し上げます。

同意第 6 号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上3121番地 6、氏名は、西田三郎、昭和22年 3 月20日生まれてございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、西田三郎氏を適任者と認め、任命するため同意を求めるものでございます。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無

効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 6 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第20 同意第7号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第20、同意第7号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第7号について御説明申し上げます。

同意第7号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町島間4313番地、氏名は、小山幸良、昭和31年8月6日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、小山幸良氏を適任者と認め、任命するため同意を求めるものでございます。御同意方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 7 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第21 同意第 8 号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第21、同意第 8 号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第 8 号について御説明申し上げます。

同意第8号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之上2377番地15、氏名は、河野律雄、昭和23年11月16日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、河野律雄氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第8号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

—————・—————

1 番 濱田一徳議員

2 番 福島照男議員

3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 8 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第22 同意第 9 号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第22、同意第 9 号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第 9 号について御説明申し上げます。

同意第 9 号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町島間1724番地、氏名は、牛野進一郎、昭和32年 6 月30日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、牛野進一郎氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第9号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第 9 号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第23 同意第10号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第23、同意第10号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第10号について御説明申し上げます。

同意第10号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町中之下1151番地、氏名は、寺内秀昭、昭和37年3月21日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、寺内秀昭氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第10号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて 9 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第 2 項の規定によって、3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかで

ない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第10号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第24 同意第11号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第24、同意第11号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第11号について御説明申し上げます。

同意第11号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之6506番地4、氏名は、高田真盛、昭和34年5月20日生まれでございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、高田真盛氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第11号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

—————・—————

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第11号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第25 同意第12号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第25、同意第12号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第12号について御説明申し上げます。

同意第12号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町平山1920番地、氏名は、中畠一三、昭和30年3月30日生まれてございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、中畠一三氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第12号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番、廣濱正治君、4番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第12号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第26 同意第13号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第26、同意第13号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第13号について御説明申し上げます。

同意第13号は、南種子町農業委員会委員の任命について、同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町荃永768番地 4、氏名は、石堂かよ子、昭和27年 6 月14日生まれてございます。

本件は、現委員の任期満了に伴うもので、石堂かよ子氏を適任者と認め任命するため、同意を求めるものでございます。御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第13号を採決します。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（広浜喜一郎君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて 9 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第 2 項の規定によって、3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（広浜喜一郎君） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方

は反対と記載願います。なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって、同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（広浜喜一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	濱田一徳議員	2 番	福島照男議員
3 番	廣濱正治議員	4 番	河野浩二議員
5 番	名越多喜子議員	6 番	柳田 博議員
7 番	大崎照男議員	8 番	小園實重議員
9 番	塩釜俊朗議員		

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3 番、廣濱正治君、4 番、河野浩二君、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（広浜喜一郎君） 開票の結果を報告します。投票総数 9 票。有効投票 9 票、無効投票 0 票、有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第13号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、6 月18日午前10時に開きます。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時28分

令和 2 年第 2 回南種子町議会定例会

第 3 日

令和 2 年 6 月 18 日

令和 2 年第 2 回南種子町議会定例会会議録
令和 2 年 6 月 18 日（木曜日） 午前 10 時開議

1. 議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 提案理由の説明
- 日程第 2 議案第 30 号 南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 3 議案第 31 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 4 委員長報告（陳情審査）
- 日程第 5 発議第 3 号 教職員定数の改善と義務教育費国庫負担・税財源の確保に係る意見書の提出について
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10 名）

1 番	濱 田 一 徳 君	2 番	福 島 照 男 君
3 番	廣 濱 正 治 君	4 番	河 野 浩 二 君
5 番	名 越 多喜子 君	6 番	柳 田 博 君
7 番	大 崎 照 男 君	8 番	小 園 實 重 君
9 番	塩 釜 俊 朗 君	10 番	広 浜 喜一郎 君

4. 欠席議員（0 名）

5. 出席事務局職員

局 長 島 崎 憲一郎 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君

会計管理者 兼会計課長	藺田 美津子 さん	企画課長	稲子 秀典 君
保健福祉課長	濱田 広文 君	税務課長	西村 一広 君
総合農政課長	羽生 幸一 君	建設課長	向江 武司 君
水道課長	古市 義朗 君	保育園長	河野 美樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西 嘉秋 君	教育委員会 社会教育課長	松山 砂夫 君
農業委員会 農事務局長	山田 直樹 君		

△ 開 会 午前１０時００分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第１ 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第１、町長から追加議案として提出されました議案第30号及び議案第31号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、条例案件１件、事件案件１件の計２件でございます。

それでは、条例案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第30号は、南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。優良繁殖雌子牛等の導入に伴う貸付額の最高限度額を見直すため、条例改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第31号は、工事請負契約の締結についてでございます。令和２年度南種子町防災行政無線デジタル化整備工事の契約についてでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第２ 議案第30号 南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第２、議案第30号南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、議案第30号について御説明いたします。

議案第30号は、南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、畜産振興対策として、優良繁殖雌牛導入価格高騰に

に伴い、貸付額の最高限度額の改正を行うものであり、本町の基幹産業である農業振興に資するものであります。

それでは、新旧対照表をお開きください。

第3条第2項第1号中、優良繁殖雌子牛は、競り価格「60万円」を「70万円とする」に、第2号中、繁殖牛は、競り価格「70万円」を「80万円とする」に改めるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号南種子町肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第3 議案第31号 工事請負契約の締結について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第31号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第31号について御説明いたします。

議案第31号は、工事請負契約の締結についてでありまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的についてでございますが、令和2年度南種子町防災行政無線デジタル化整備工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、総額で8,613万円でございます。

契約の相手方は、鹿児島市易居町1の33、富士電通株式会社代表取締役社長、中間伸一でございます。

お手元に参考資料として仮契約書の写し、入札執行結果表及び工事の概要資料を添付してありますので御覧いただきたいと思います。

本工事の目的については、町内全域の防災行政無線を完全デジタル化にするために、アナログの防災行政無線地区である上中地区の防災行政無線のデジタル化整備をすることが目的でございます。

工期については、令和2年6月22日から令和3年3月19日までを予定しております。

整備概要につきましては、上中地区の既存のアナログ設備からデジタル設備への更新が主な内容でございまして、役場親局設備のアナログ装置等の撤去及びシステムの変更、上中地区の戸別受信機のデジタル方式への変更でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 議決をしなければならない項目については、異論はありませんが、出された参考資料含めてお尋ねをします。

ただいま総務課長は、説明に当たって添付書類について仮契約書という発言がなされましたが、私どもに配られている契約書は「仮」という文字はなく、建設工事請負契約書となっております。令和2年5月29日に交わされた契約書は、なお書きがない場合は、何契約書と通称呼んでいるのかお尋ねを改めていたします。

もう1点、入札契約の方法が指名競争入札となっておりますが、この参考資料の調書によると1社しか応札された記述がありませんが、1社であれば随意契約も可能であったと思いますが、指名競争入札を選択されたことについて、根拠を尋ねをします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） まず、契約書の件についてでございますが、この契約書の中央下段のほうになります。この契約は議会の議決を得た後において、本契約に切り替わるものとするということで、議決年月日が空白になっておりますので、ここが入った時点で本契約ということになります。それではこの契約は何なのかというと、通称「仮契約」と呼んでおりますので、議決後が本契約という形になります。

あと、契約の方法の1社についてでございますが、本件は、平成25年から26年にかけてデジタル化整備工事をしたところでありまして、残されていた上中地区の戸別受信機のデジタル化整備に係る工事であります。他の地区と同様に既設の親局設備からの緊急一括グループ戸別呼び出し等の放送機能を満たすことが必要であり、同機器を設置できるのは現在既存の導入メーカーのみとなっているため、富士電

通株式会社さんを選定したところあります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 再度お尋ねしますが、1番目の質疑については、総務課長が説明されていることは当初から理解はできておりますが、なぜ、あえて仮契約の「仮」というのなくしているのか、その辺をお尋ねしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 契約書は、議決を入れた時点で本契約といいますか、契約成立ということになりますので、ここに「仮」という言葉を入れるというのは、今までもしていないところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 私も、これはおかげさまで、議員歴が長い期間にわたっておりますが、過去においては仮という契約、議決が必要な工事請負契約については「仮」が入っていた時がありましたよ。過去にはない旨の答弁がなされましたが、それは偽りだと思います。なぜ、その5月29日に契約する時点で、提出されている参考資料の工事請負契約という見出しになっているのか、「仮」が5月29日の時点においては仮契約だという解釈に基づいて、「仮」という文字があったほうが、審議をする私どもとしては受け止めやすいわけですけど、再度お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 誠に申し訳ございません。今おっしゃるように、過去においては「仮」ということを入れたという話があるようでございます。今回の契約書については、なおという文面を入れておりますので、入れたほうがいいということであれば逆にここに入れますして、議決後入れた後、その「仮」をまた消す、訂正の処理をしなければいけないとか、いろいろ出てくるかと思いますが、今回はこれで十分機能を果たしているということで御理解いただいて、今後検討してまいりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第4 委員長報告（陳情審査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、委員長報告件を議題とします。総務文教委員会に付託していました陳情につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（名越多喜子さん） 総務文教委員会に付託されておりました陳情第3号の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は6月12日、全委員の出席のもと、第1委員会室において委員会を開きました。

陳情第3号は、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情であります。

提出者は、南種子町中之上2861番地6、大石正博氏であります。大石氏による陳情内容についての趣旨説明があり、小泉政権時代の三位一体改革で、民営化、税源移譲の改革が進められ、教育に係る部分の費用も削減されてきている。この陳情は、全県・全国的な取組で、子供たちが日本全国どこでもでも等しい教育が受けられるようにしていただきたいという陳情である。学校現場では、見えないところで教職員の多忙化が進んでいる。1学級定数が削減されないために、本町では複式学級もあるが、中心的な小学校や中学校では、30人以上の児童・生徒が1つの学級で学びを受けるといった形が変わっていない。教職員定数を増やすことで、教育の環境を改善することができる。議員の方々も南種子町内の学校がどのような状況にあるか御覧いただき、本町を含め、全国的な教職員の定数改善をお願いしたい。

国は財政難の中、国庫負担金を減らそうという動きがあるが、地方財政も厳しい。もっと減らされることになると教師の確保ができない上、教育の質が落ちていく。子供たちの教材などへのしわ寄せがくる状況もある。義務教育費国庫負担金「2分の1に復元を」ということが願いであるということ。

質疑では、国に対する要望ですが、県議会にもこのような陳情を行っているのかの問いに、毎年初めにこの時期、全国都道府県、市町村に対して行っている。全国で、都道府県、市町村間での格差が生じないように、この取組を行っている。

次に、1学級当たりの定数について、国の動きについてはどのようなになっているのかの問いに、毎年要求しているが、なかなか進まない状況である。毎年粘り強く要

請を行っているのこと。

次に、町内の学校現場で満足いく教育をするために、どれぐらいの教職員が必要か、試算は行っているかの問いに、試算は行っていないが、大きな学校、小さな学校それぞれいろんな面で課題がある。国全体の取組としての改善をお願いしていきたいとのこと。

次に、三位一体改革後に、地方の教育環境に格差が生じているかの問いに、地方自治体が負担できなければ、親が負担することになるが、施設などの整備も含めて、格差は生じてきていると思うとのこと。

以上、提出者の説明と質疑を終了。

次に、教育委員会管理課小西課長に出席を求め、南種子町の小中学校の現状について説明を受けた。

質疑としては、現場からの声では、教職員に見えない残業があるというが、定数より少ないクラスでも残業が多くなるというギャップについて、どのような捉え方をしているのかの問いに、学習環境整備予算などで、教職員のネットワークの改善などの事業に取組み、かなり環境が改善されていくと思っているとのこと。

次に、教育委員会として、学校現場の定数については、どのように考えているかの問いに、県の基準に基づいて配置されているが、熊毛教育事務所管内では、期限付教職員の応募が少なく、不足が生じている状況であるとのこと。

次に、教職員の定数については、法令上の規定はどのようなになっているかの問いに、国の基準に基づいて県の基準を定めている。鹿児島県では、小学1年生については35名、その他学年は40名になっている。

次に、今回の陳情による2点の要望について、教育委員会としては、どのように考えているかの問いに、国の負担割合については、全国知事会も同様の要望を行っている。地方関係団体からも同様の要望が上がっている。定数改善については、南種子町も30人定数になると中学校では2クラスになる状況である。このことについても同様に本町も要望していきたいところである。

ほかに質疑・討論はなく、陳情第3号は、項目別に採決を諮った。提出された要請事項の1点目については、賛成多数で採択すべきものとし、2点目については、趣旨採択とした上で修正を加え、「2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、十分な税財源の確保を図ること」として決定をいたしました。

陳情第3号については、本会議において採択された場合は意見書の発議を予定しておりますので、議員各位の御賛同をお願いいたしたいと思います。

以上、総務文教委員会に付託されていた陳情審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号について採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に関わる意見書採択の陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 発議第3号 教職員定数の改善と義務教育国庫負担・税財源の確保に係る意見書の提出について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、発議第3号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担・税財源の確保に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教委員会委員長、名越多喜子さん。

〔名越多喜子総務文教委員長登壇〕

○総務文教委員長（名越多喜子さん） 発議第3号について提案いたします。

発議第3号は、教職員定数の改善と義務教育費国庫負担・税財源の確保に係る意見書の提出についてであります。

別紙意見書を内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に提出するものであります。

提出者は、南種子町議会、総務文教委員会委員長、名越多喜子でございます。

趣旨につきましては、陳情審査委員長報告で報告しましたので省略いたしますが、要請事項については、次のとおりであります。

1、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、十分な税財源の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号教職員定数の改善と義務教育費国庫負担・税財源の確保に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

—————・—————・—————

日程第6 閉会中の継続調査の申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————・—————・—————

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第2回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————・—————

閉 会 午前10時27分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 名 越 多喜子

南種子町議会議員 柳 田 博